

**明日香村  
第4期障害者基本計画・  
第7期障害福祉計画・  
第3期障害児福祉計画**

令和6年3月

明日香村



## ごあいさつ



明日香村では、「明日香村第3期障害者計画（平成30(2018)年度～令和5（2023）年度）」のもと、「明日香村障害福祉計画（第5－6期）・明日香村障害児福祉計画（第1－2期）」を策定し、障がいのある人が安心して暮らし続けられる環境を構築すべく、様々な取り組みを推進してきました。

障がい福祉を取り巻く環境は、乳幼児から高齢者まで対象年齢層が幅広く、また障がいの重度化、特性に応じ、幼稚園や学校等、対象者のライフステージにあわせた関係機関と連携した切れ目のない支援の必要性などを背景に多様化・複雑化しています。

同時に、親亡き後を見据えた様々な分野との連携による包括的な支援体制の構築など、地域ぐるみでの対応が求められています。

このような状況に対応し、障がいのある人も障がいのない人も相互に人格と個性を尊重し合い、共に支えながらくらすことができる地域共生社会の構築を進めていくため、本計画の基本理念を「支えあい、つながってこそ人と人～誰もが健やかに安心して暮らせる村づくり～」としました。

また、障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画を一体的に策定し、基本目標・施策・事業を網羅するとともに、基本方針として、「広報・啓発の推進」、「生活支援の充実」、「安全・安心な生活環境の整備」、「保育・教育の充実」、「雇用・就労の支援」、「社会参加の促進」の6つを位置付け、療育の必要な子への早期発見・対応の体制強化や、地域での暮らしを幅広く支えることのできる仕組みづくりを進めます。

これにより、本村の歴史的風土とともにある暮らし・自然とともにある暮らしの中で住む人がいつまでも自分らしい生活を送ることができるよう、すべての人の生活が保障され個性が認められるとともに、お互いを正しく理解し支えあって生きていく地域社会を目指します。

最後に、本計画の策定にあたりましては、明日香村第4期障害者計画等策定委員会、村民の皆様から貴重なご意見をいただきました。ご協力をいただきました皆様に改めまして心から感謝申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

明日香村長 森川 裕一



## 目次

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| <b>第1章 計画の概要</b> .....            | 1  |
| 1 計画策定の趣旨.....                    | 1  |
| 2 障がい者支援に関する近年の国の政策動向.....        | 2  |
| 3 法的根拠と計画の位置づけ.....               | 7  |
| 4 計画の期間.....                      | 7  |
| 5 計画の策定方法.....                    | 8  |
| <b>第2章 本村の障がい福祉に係る現状と課題</b> ..... | 9  |
| 1 統計からみる現状.....                   | 9  |
| 2 各種調査結果からみる状況.....               | 14 |
| 3 第3期障害者計画の取り組み状況.....            | 29 |
| <b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....       | 32 |
| 1 計画の基本理念.....                    | 33 |
| 2 計画の基本方針.....                    | 34 |
| 3 施策体系.....                       | 35 |
| <b>第4章 施策の展開</b> .....            | 36 |
| 基本方針1 広報・啓発の推進.....               | 36 |
| 基本方針2 生活支援の充実.....                | 38 |
| 基本方針3 安全・安心な生活環境の整備.....          | 41 |
| 基本方針4 保育・教育の充実.....               | 44 |
| 基本方針5 雇用・就労の支援.....               | 46 |
| 基本方針6 社会参加の促進.....                | 48 |
| <b>第5章 第7期障害福祉計画</b> .....        | 50 |
| 1 成果目標.....                       | 50 |
| 2 活動指標.....                       | 54 |
| <b>第6章 第3期障害児福祉計画</b> .....       | 63 |
| 1 成果目標.....                       | 63 |
| 2 活動指標.....                       | 65 |
| <b>第7章 計画の推進</b> .....            | 67 |
| 1 計画の推進体制.....                    | 67 |
| 2 計画の進行管理.....                    | 68 |
| <b>資料編</b> .....                  | 69 |
| 1 明日香村第4期障害者計画等策定委員会設置要綱.....     | 69 |
| 2 明日香村第4期障害者計画等策定委員会名簿.....       | 71 |
| 3 策定経過.....                       | 72 |



# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

国では、平成18年に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の批准に向けて、平成23年の「障害者基本法」改正、平成24年の「障害者虐待防止法」施行、平成25年の「障害者雇用促進法」の一部改正等、国内の法整備が進められ、平成26年に同条約を批准しました。その後も、平成28年の「障害者差別解消法」施行、「成年後見制度利用促進法」施行、平成30年の「児童福祉法」改正、令和3年の「医療的ケア児支援法」の成立、令和6年の「障害者総合支援法」の改正等、障がいのある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実や、当事者家族支援の充実等、地域社会の理解と協力を得るための取り組みが進められています。

本村では、平成30年3月に「明日香村第3期障害者計画・第5期障害福祉計画」、令和3年3月に「明日香村第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定し、誰もが健やかに安心して暮らせる村づくりを目指して障がい福祉に係る施策を進めています。

一方で、住民ニーズの多様化や抱える課題の複雑化、専門性の高い課題等、地域では様々な課題が存在しており、それぞれに合ったきめ細やかな対応や適正な支援が求められています。

そのため、本村の障がい福祉における考え方や理念等、今後の方向性や目標を明確にして共有するとともに、地域の課題に対する解決策を地域に暮らす全ての住民・障がい者団体・事業者・行政等がそれぞれの役割を果たしながら、互いに協力して取り組んでいくことが大切です。

この度、「明日香村第3期障害者計画」「明日香村第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」がともに令和5年度をもって計画期間を終了することから、国の制度改正の趣旨や障がいのある人やその家族のニーズ、計画の進捗状況等を踏まえた計画の見直しを行い、障がい福祉施策を総合的に推進するため、「明日香村第4期障害者計画及び明日香村第7期障害福祉計画・明日香村第3期障害児福祉計画」（以下、「本計画」といいます。）を策定しました。

## 2 障がい者支援に関する近年の国の政策動向

### (1) 国の政策動向

国では、平成30年3月の障害者基本計画（第4次）の策定以降「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」や「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」等の新たな法律が制定されています。

近年は、障がいのある人の社会参加や雇用の促進に関する法律等が制定・改定されており、様々な分野における差別の解消、共生社会実現に向けた環境整備が進んでいます。

その他、改正児童福祉法（令和6年4月1日施行）やこども基本法（令和5年4月1日施行）等、本計画への関連が見込まれる法律があります。

#### ◆障害者自立支援法施行以降の主な国の動き

| 年   | 主な制度・法律                | 主な内容   |
|-----|------------------------|--|
| H30 | 障害者基本計画(第4次)策定         |  |
|     | 【改正】障害者雇用促進法           | ・障がい者雇用義務の対象に精神障がいのある人が加わる   |
|     | 【改正】障害者総合支援法及び児童福祉法の施行 | ・障がいのある人の望む地域生活の支援や障がい児支援の二重の多様化へのきめ細かな対応<br>・サービスの質の確保・向上に向けた環境整備                                 |
|     | 障害者文化芸術推進法の施行          | ・障がいのある人による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで障がいのある人の個性と能力の発揮及び社会参加を促進<br>・計画策定が努力義務化(地方公共団体)        |
| H31 | 障害者文化芸術推進計画策定          | ・障がいのある人による文化芸術活動の幅広い促進<br>・障がいのある人による作品等の創造に対する支援の強化<br>・地域における障がいのある人の作品等の発表や交流の促進による住みよい地域社会の実現 |
| R1  | 【改正】障害者雇用促進法           | ・障害者活躍推進計画策定の義務化(地方公共団体)<br>・特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給  |
|     | 読書バリアフリー法の施行           | ・視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することを目的とする   |
| R2  | 【改正】障害者雇用促進法           | ・事業主に対する給付制度、障がい者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度(もにす認定制度)の開始  |
| R3  | 【改正】障害者差別解消法           | ・合理的配慮の提供義務の拡大(国や自治体のみから民間事業者も対象に)   |
|     | 医療的ケア児支援法の施行           | ・子どもや家族が住んでいる地域に関わらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記   |



## (2) 国の第5次障害者基本計画の概要

国の第5次障害者基本計画は、障害者基本法第11条第1項の規定に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、政府が講ずる障害者のための施策の最も基本的な計画として位置づけられています。

### ◆第5次障害者基本計画の概要

#### 〈社会情勢の変化〉

- 2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承
- 新型コロナウイルス感染症拡大とその対応
- 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現(SDGsの視点)

#### 〈基本理念〉

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めるもの。

#### 〈基本原則〉

地域社会における  
共生等・差別の  
禁止・国際的協調

#### 〈各分野に共通する横断的視点〉

1. 条約の理念の尊重及び整合性の確保
2. 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上
3. 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
4. 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
5. 障害のある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組の推進
6. PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

#### 〈各分野における障がい者施策の基本的な方向〉

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
2. 安全・安心な生活環境の整備
3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
4. 防災、防犯等の推進
5. 行政等における配慮の充実
6. 保健・医療の推進
7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
8. 教育の振興
9. 雇用・就業、経済的自立の支援
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
11. 国際社会での協力・連携の推進

### (3) 障害福祉計画・障害児福祉計画に係る基本指針の見直し

障害福祉計画・障害児福祉計画に関する国の基本指針の見直しのうち、市町村計画に関するポイントは次の通りです。

#### ○入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障がい者等への支援等、地域のニーズへの対応
- ・強度行動障がいを有する者への支援体制の充実
- ・地域生活支援拠点等の整備の努力義務化
- ・地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進
- ・グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実

#### ○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障がい者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性を基本指針の本文に追記

#### ○福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定等
- ・就労選択支援の創設への対応
- ・一般就労中の就労系障がい福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応
- ・地域における障がい者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取り組みの推進

#### ○障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・市町村における重層的な障がい児支援体制の整備
- ・地域におけるインクルージョンの推進
- ・地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築
- ・障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進

#### ○発達障がい者等支援の一層の充実

- ・市町村におけるペアレントトレーニング等、家族に対する支援体制の充実
- ・市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施養成者の推進

#### ○地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの推進
- ・「地域づくり」に向けた協議会の活性化

○障がい者等に対する虐待の防止

- ・障がい福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、責任者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進

○「地域共生社会」の実現に向けた取り組み

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、市町村による包括的な支援体制の構築の推進

○障がい福祉サービスの質の確保

- ・障がい福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実

○よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定

- ・データに基づいた、地域における障がい福祉の状況の正確な把握と障がい児者にとって身近な地域で支援が受けられるよう事業所整備を進める観点からの、よりきめ細かいニーズ把握

○障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障がい特性に配慮した意思疎通支援及び支援者の養成等の促進

## (4) 持続可能な開発目標 (SDGs)

「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals、SDGs)とは、平成27年9月の国連サミットで採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた目標で、17の大きな目標とそれらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されています。

SDGsの目標は、障がいのある人を含めた「誰一人取り残さない」ことであり、17の目標のうち、以下の6つの目標は本計画の取り組みにも通じるものがあります。そのため、本村においても、「誰一人取り残さない」という包括的な視点のもと、各種取り組みを進めていきます。

### 【本計画に関連する6つのSDGsのゴール】



目標3：全ての人に健康と福祉を



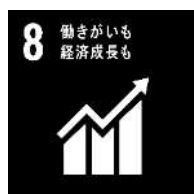
目標10：人や国の不平等をなくそう



目標4：質の高い教育をみんなに



目標11：住み続けられるまちづくりを



目標8：働きがいも経済成長も



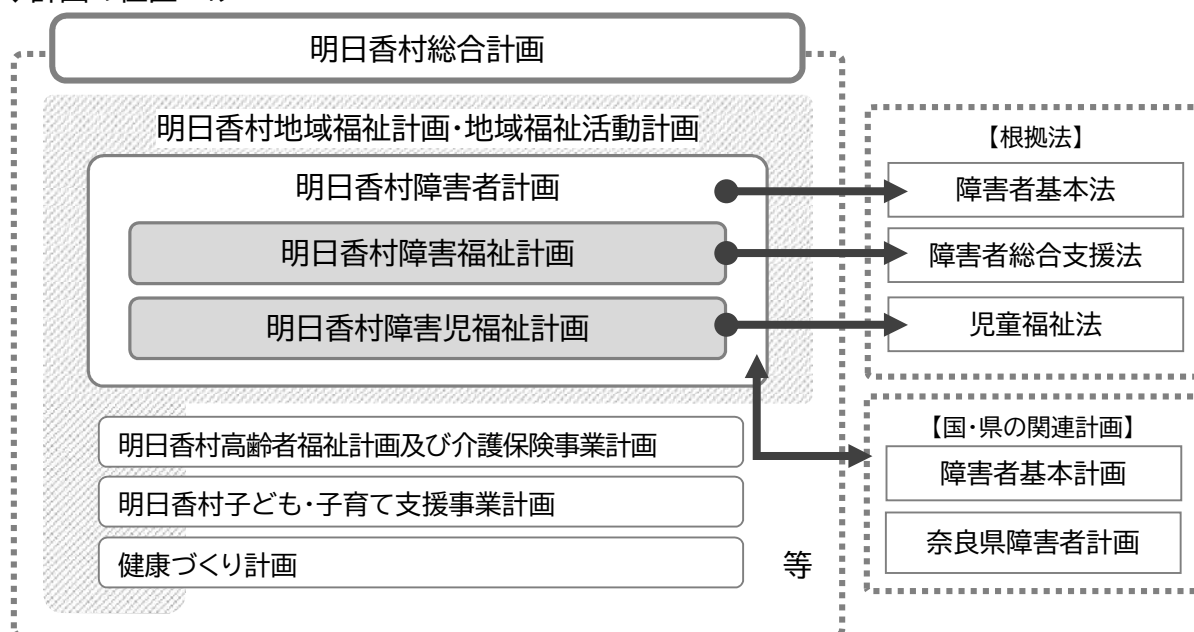
目標16：平和と公正を全ての人に

### 3 法的根拠と計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に規定する「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 に規定する「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

「明日香村第 4 期障害者計画」が、本村における障害福祉全般に関する基本計画であるのに対して、「明日香村第 7 期障害福祉計画・明日香村第 3 期障害児福祉計画」は障がい福祉サービスに関する事業計画として位置づけられます。

#### ◆計画の位置づけ



### 4 計画の期間

「明日香村第 4 期障害者計画」の計画期間は、令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 年間、「明日香村第 7 期障害福祉計画・明日香村第 3 期障害児福祉計画」は令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間とします。

ただし、社会情勢の変化等を踏まえ、見直しの必要がある際は柔軟に対応します。

| R3                       | R4 | R5 | R6                       | R7 | R8 | R9                       | R10 | R11 | R12 |  |
|--------------------------|----|----|--------------------------|----|----|--------------------------|-----|-----|-----|--|
| 第 3 期障害者計画               |    |    | 第 4 期障害者計画               |    |    |                          |     |     |     |  |
| 第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画 |    |    | 第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画 |    |    | 第 8 期障害福祉計画・第 4 期障害児福祉計画 |     |     |     |  |

## 5 計画の策定方法

### (1) 各種アンケート調査の実施

明日香村内在住の村民の方の生活状況とご意見をお伺いし、計画策定のための基礎資料とするために、調査を実施しました。

#### ■住民アンケート調査概要

|       |                         |
|-------|-------------------------|
| 調査対象者 | 村内在住の障がい者手帳をお持ちの方（全数調査） |
| 調査期間  | 令和4年9月7日（水）～9月29日（木）    |
| 調査方法  | 郵送配布・郵送回収による本人記入方式      |
| 回収結果  | 228件／343件（回収率：66.5%）    |

#### ■事業所アンケート調査概要

|       |                                   |
|-------|-----------------------------------|
| 調査対象者 | 村内在住の方を対象に障がい福祉サービスを提供する事業所（全数調査） |
| 調査期間  | 令和4年9月7日（水）～9月29日（木）              |
| 調査方法  | 郵送配布・郵送回収による本人記入方式                |
| 回収結果  | 20件／51件（回収率：39.2%）                |

### (2) ワークショップの実施

「障がい福祉サービスを提供する事業所」「農業に従事する事業所」「観光業に従事する事業所」の3つの異なる立場の方を対象に、村内の基幹産業である“農業”と“観光業”において障がい者雇用を促進することを目的として実施しました。

### (3) 各種会議の実施

計画内容の検討にあたっては、「策定委員会」「自立支援協議会」において審議を行い、幅広い意見の集約を行いました。

### (4) パブリックコメントの実施

本計画を策定するにあたり、住民の方々よりご意見をいただくために、パブリックコメントを実施しました。令和6年1月24日（水）～令和6年2月7日（水）にかけて実施し、ご意見は0件でした。



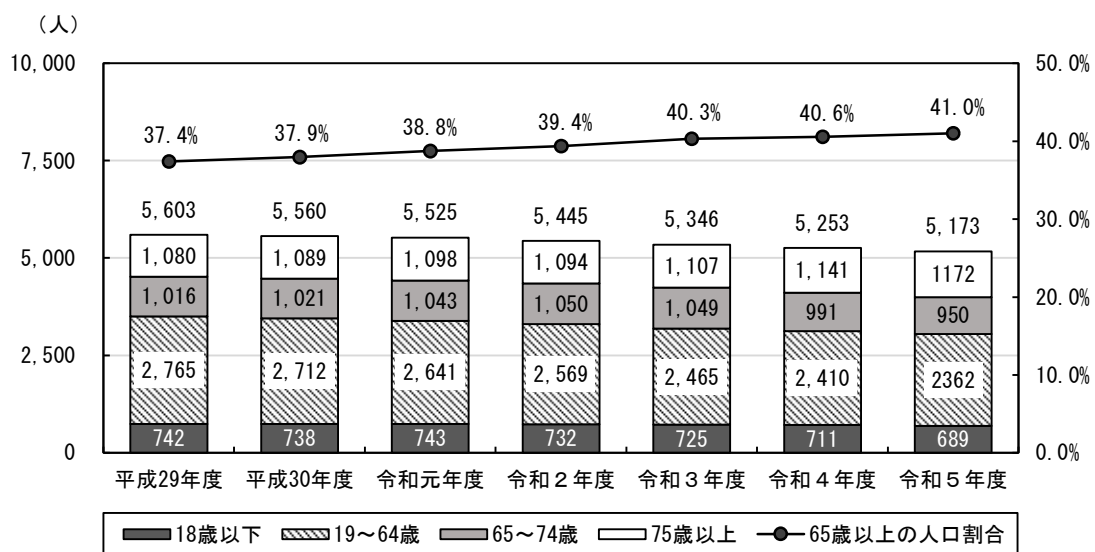
# 第2章 本村の障がい福祉に係る現状と課題

## 1 統計からみる現状

### (1) 人口・世帯等の状況

#### ①人口の推移

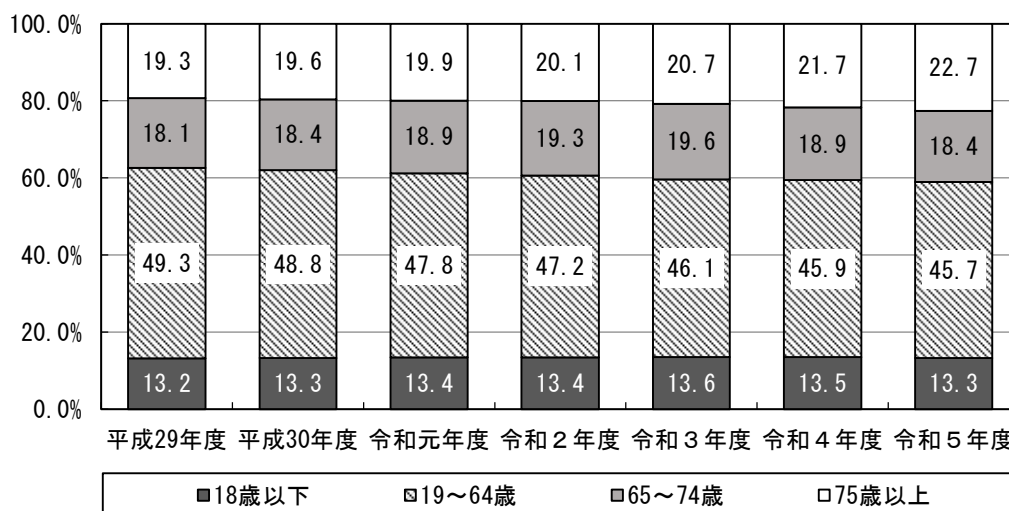
本村の総人口は年々減少傾向となっており、令和5年度は5,173人となっています。高齢化率も年々上昇しており、令和5年度は41.0%となっています。



出典:住民基本台帳(各年度3月末時点、令和5年度のみ11月末時点)

#### ②年齢3区分別人口と構成比の推移

年齢3区分別人口について、18歳以下の割合は横ばいで推移しています。また、75歳以上の割合は増加傾向となっており、令和5年度は22.7%となっている一方で、19~64歳の割合は減少傾向となっており、令和5年度は45.7%となっています。

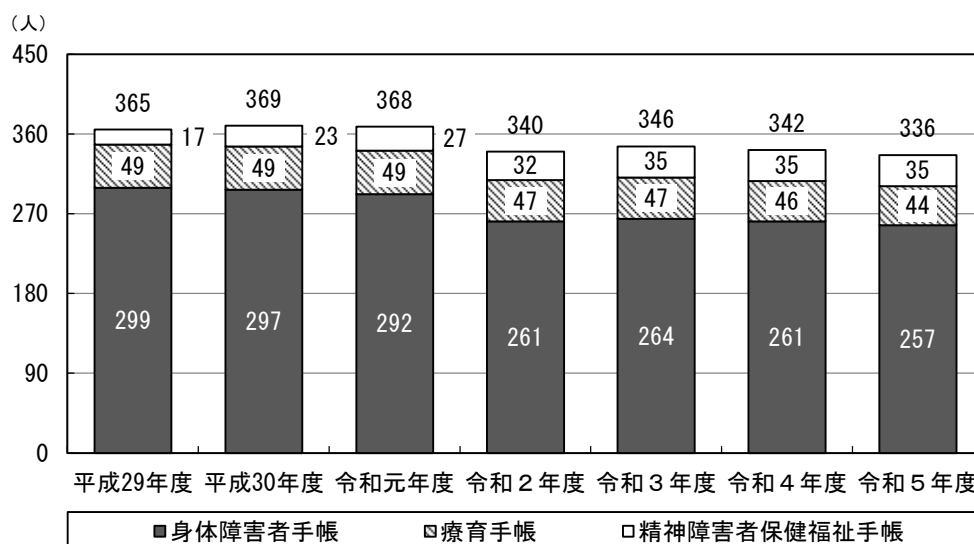


出典:住民基本台帳(各年度3月末時点、令和5年度のみ11月末時点)

## (2) 障がいのある人の状況

### ①障がい者手帳所持者数の推移

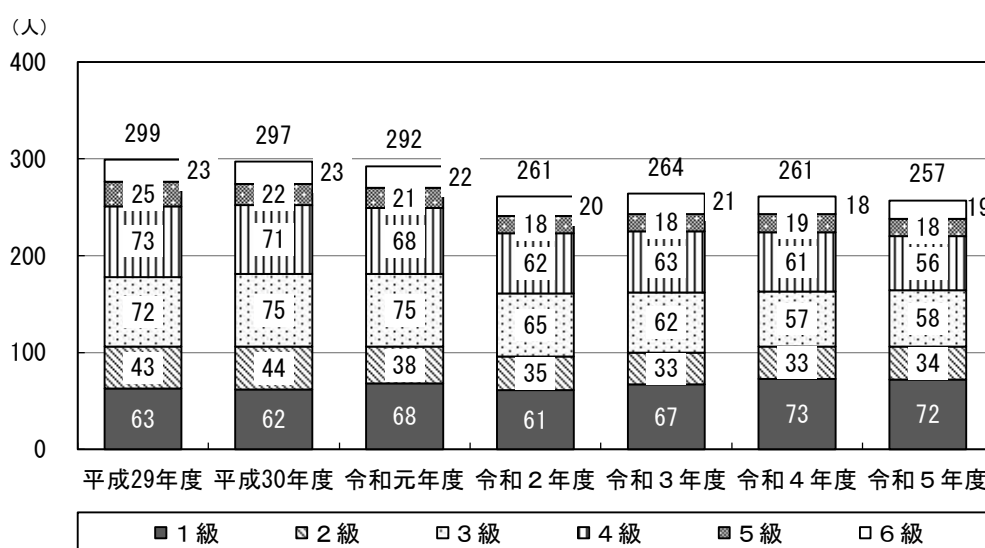
障がい者手帳所持者数をみると、平成30年度までは増加傾向となっておりますが、令和2年度には減少しています。令和5年度では身体障害者手帳所持者数は257人、療育手帳所持者数は44人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は35人となっています。



出典:明日香村(各年度3月末時点、令和5年度のみ11月時点)

### ②身体障害者手帳所持者数の推移(等級別)

身体障害者手帳所持者を等級別にみると、令和5年度では、それぞれ1級が72人、2級が34人、3級が58人、4級が56人、5級が18人、6級が19人となっています。中でも1級が最も多くなっており、全体の28.0%を占めています。

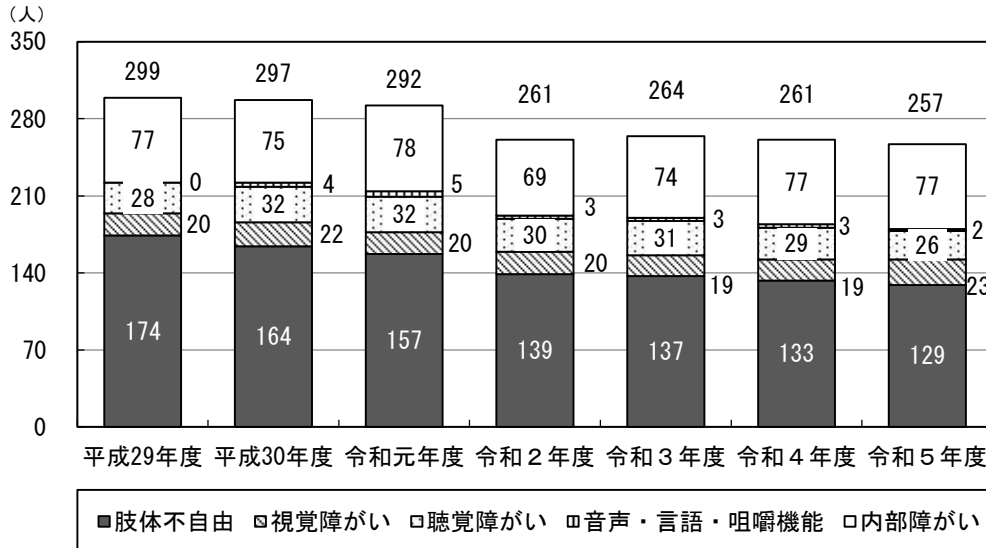


出典:明日香村(各年度3月末時点、令和5年度のみ11月時点)



### ③身体障害者手帳所持者数の推移（障がいの種類別）

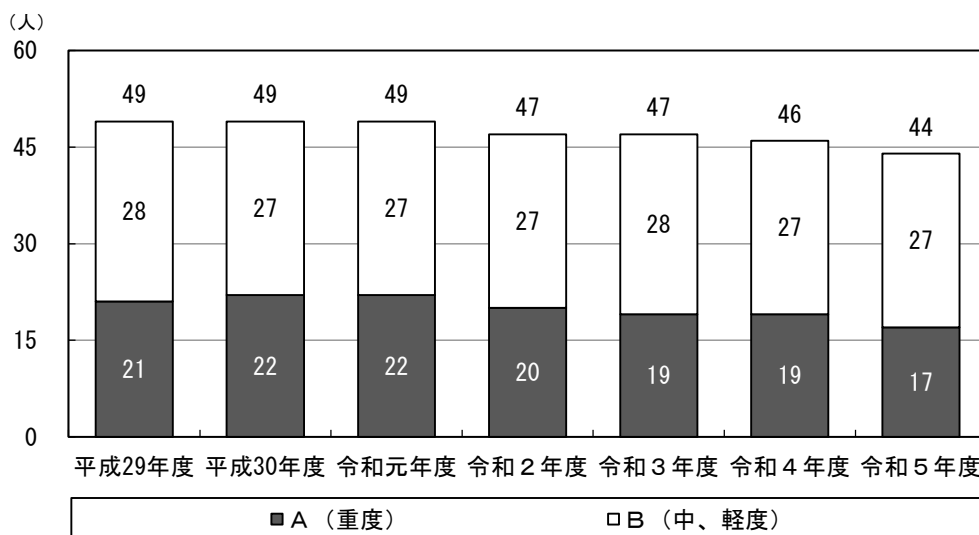
身体障害者手帳所持者を障がいの種類別にみると、令和5年度では、それぞれ肢体不自由が129人、視覚障がい23人、聴覚障がい26人、音声・言語・咀嚼機能が2人、内部障がいが77人となっています。中でも肢体不自由が最も多くなっており、全体の50.2%を占めています。



出典：明日香村(各年度3月末時点、令和5年度のみ11月時点)

### ④療育手帳所持者数の推移（判定別）

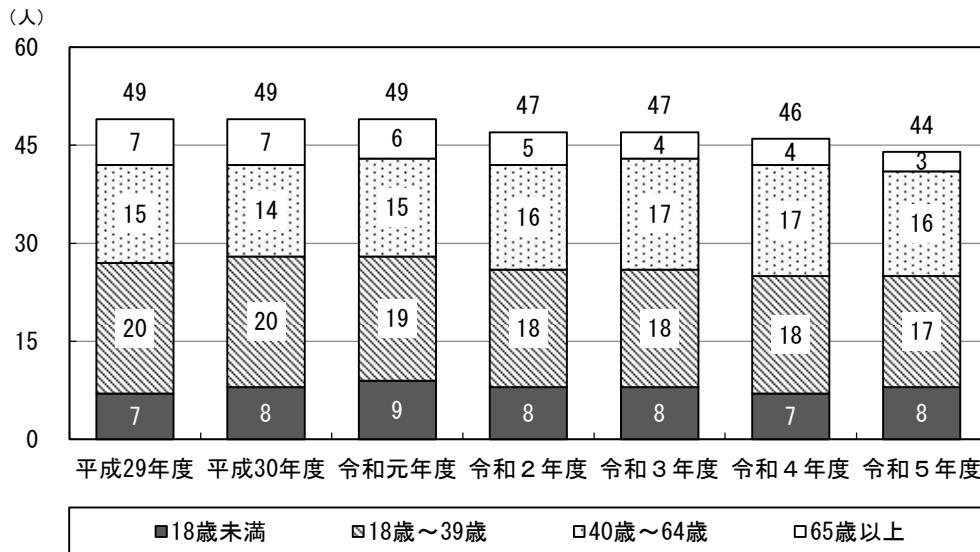
療育手帳所持者数を判定別で見ると、令和5年度では、A（重度）が17人、B（中、軽度）が27人となっています。



出典：明日香村(各年度3月末時点、令和5年度のみ11月時点)

### ⑤療育手帳所持者数の推移（年齢別）

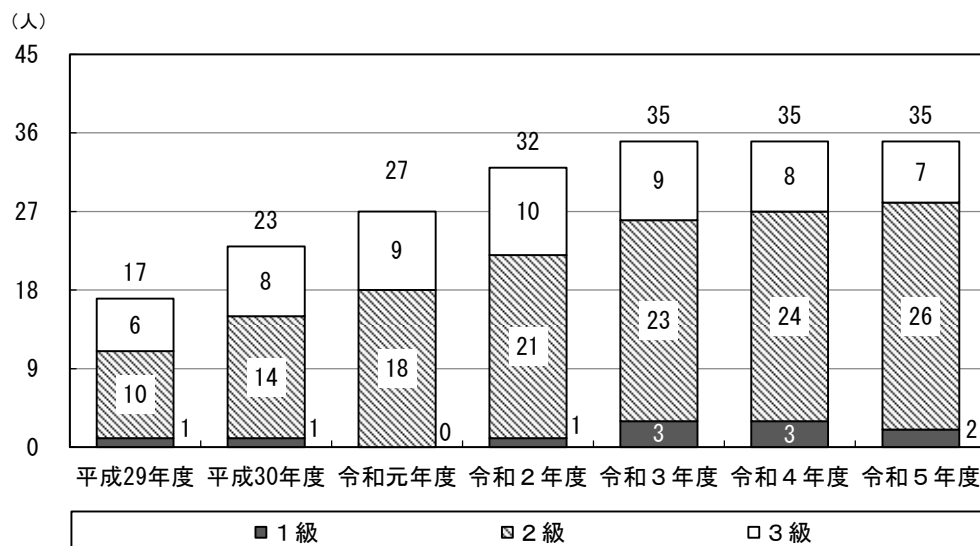
療育手帳所持者数を年齢別で見ると、令和5年度では、18歳未満が8人、18歳～39歳が17人、40～64歳が16人、65歳以上3人となっています。中でも18～39歳が最も多くなっており、全体の38.6%を占めています。



出典：明日香村（令和3年度末時点、令和5年度のみ11月時点）

### ⑥精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成30年から増加傾向となっています。令和5年度では35人となっており、それぞれ1級が2人、2級が26人、3級が7人となっています。



出典：明日香村（令和3年度末時点、令和5年度のみ11月時点）

### ⑦自立支援医療における受給者の状況

自立支援医療受給者数は、更生・育成では75歳以上が最も多く10人、精神では31～44歳が最も多く15人となっています。

令和5年5月1日時点 単位：人

| 区分     | 更生・育成 | 精神 | 合計 |
|--------|-------|----|----|
| 18歳以下  | 1     | 0  | 1  |
| 19～30歳 | 0     | 6  | 6  |
| 31～44歳 | 0     | 15 | 15 |
| 45～64歳 | 5     | 14 | 19 |
| 65～74歳 | 6     | 10 | 16 |
| 75歳以上  | 10    | 9  | 19 |
| 小計     | 22    | 54 | 76 |

出典：明日香村

### ⑧特別支援学級の在籍者数

特別支援学級の在籍者数は、令和5年では12人となっており、それぞれ小学校が7人、中学校が5人、通級教室が0人となっています。

各年度5月1日時点 単位：人

|      | 令和<br>元年度 | 令和<br>2年度 | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 小学校  | 17        | 16        | 17        | 15        | 7         |
| 中学校  | 2         | 5         | 7         | 7         | 5         |
| 通級教室 | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 合計   | 19        | 21        | 24        | 22        | 12        |

出典：明日香村

### ⑨特別支援学校（明日香養護学校）の在籍者数

特別支援学校（明日香養護学校）の在籍者数は、令和5年では合計77人となっており、それぞれ幼児部が0人、小学部が31人、中学部が17人、高等部が22人、訪問教育が7人となっています。

各年度5月1日時点 単位：人

|      | 令和<br>元年度 | 令和<br>2年度 | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 幼児部  | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 小学部  | 30        | 30        | 28        | 32        | 31        |
| 中学部  | 18        | 18        | 20        | 15        | 17        |
| 高等部  | 33        | 35        | 26        | 17        | 22        |
| 訪問教育 | 24        | 11        | 9         | 8         | 7         |
| 合計   | 105       | 94        | 83        | 72        | 77        |

出典：明日香村

## 2 各種調査結果からみる状況

### (1) 障がいのある人対象アンケート調査結果

令和4年9月に実施した「明日香村の障がい福祉に関するアンケート調査（手帳所持者対象）」に関する結果のまとめは以下の通りです。

#### ①あなた（障がいのあるご本人）について

（単位／上段：人、下段：％）

|                 | 合計             | 0～17歳       | 18～39歳      | 40～64歳       | 65～74歳       | 75歳以上         | 不明・無回答     |
|-----------------|----------------|-------------|-------------|--------------|--------------|---------------|------------|
| 全体              | 228<br>(100.0) | 8<br>(3.5)  | 16<br>(7.0) | 50<br>(21.9) | 38<br>(16.7) | 114<br>(50.0) | 2<br>(0.9) |
| 身体障害者手帳         | 175<br>(100.0) | 1<br>(0.6)  | 5<br>(2.9)  | 33<br>(18.9) | 36<br>(20.6) | 99<br>(56.6)  | 1<br>(0.6) |
| 療育手帳            | 17<br>(100.0)  | 3<br>(17.6) | 8<br>(47.1) | 4<br>(23.5)  | 1<br>(5.9)   | 1<br>(5.9)    | 0<br>(0.0) |
| 精神障害者<br>保健福祉手帳 | 20<br>(100.0)  | 0<br>(0.0)  | 4<br>(20.0) | 12<br>(60.0) | 1<br>(5.0)   | 3<br>(15.0)   | 0<br>(0.0) |

（令和4年9月1日現在）

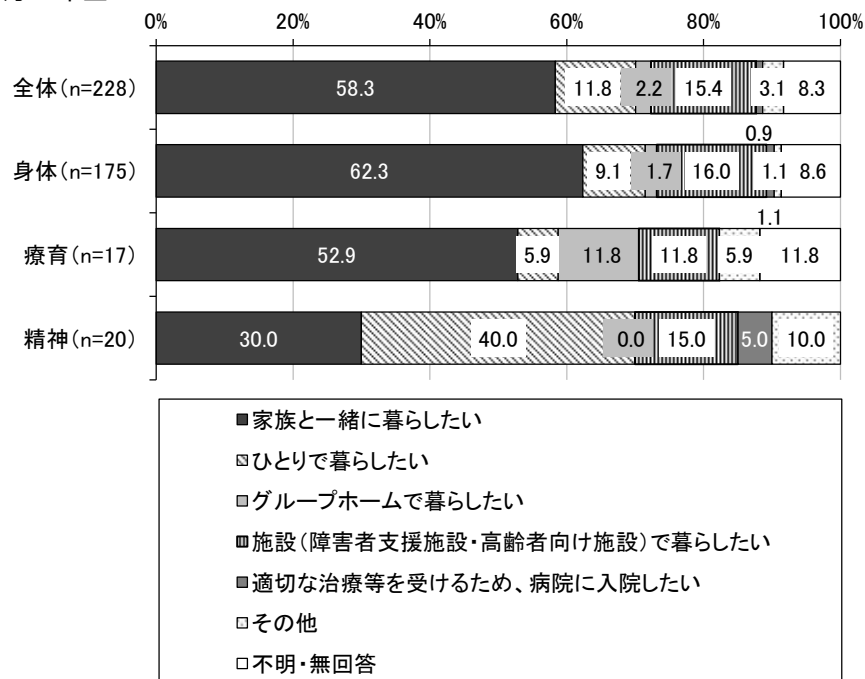
#### ②あなたの生活のことについて

○将来の暮らし方の希望については、〔身体〕、〔療育〕では、「家族と一緒に暮らしたい」、〔精神〕では、「ひとりで暮らしたい」が高くなっています。

○悩みの相談先については、〔身体〕、〔療育〕、〔精神〕のいずれも、「家族」が高くなっています。

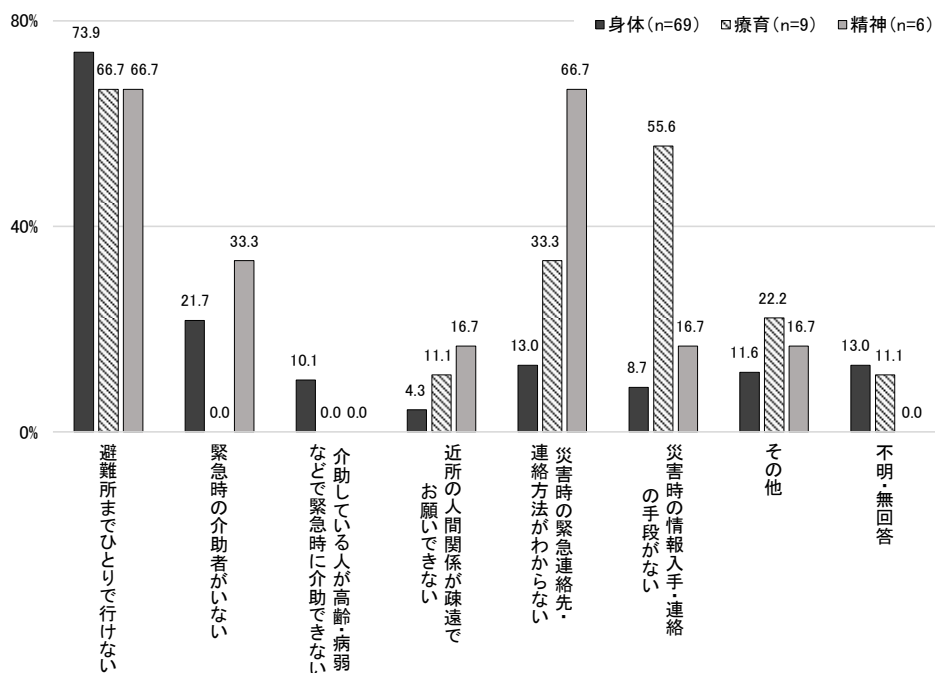
○避難時の不安については、〔身体〕、〔療育〕、〔精神〕のいずれも、「避難所までひとりで行けない」が高くなっています。

#### ■将来の暮らし方の希望



※グラフ・表に対応する内容には下線を引いています。

## ■避難時の不安



- 将来の生活の意向では「家族と一緒に暮らしたい」が高い中、〔精神〕では「ひとりで暮らしたい」が高くなっています。それぞれの意向に沿った選択ができるための支援・サービスの整備が求められています。
- 避難所での不安では「避難所までひとりで行けない」が多い中、所持手帳の種類によっては「災害時の情報入手・連絡の手段がない」「災害時の緊急連絡先・連絡方法がわからない」もそれぞれ高くなっています。災害発生時には連絡や情報伝達が困難となることから、日頃からの災害対応に関する情報発信の強化が重要となります。

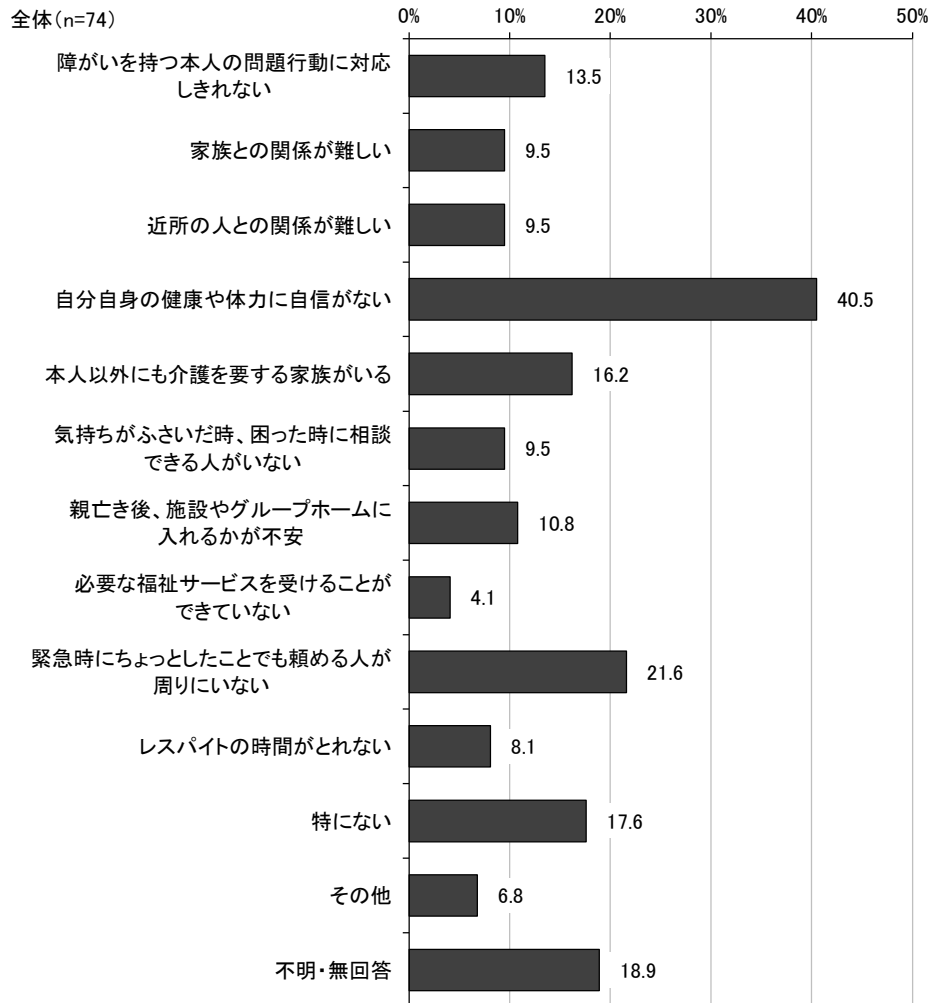
### ③在宅で介助している人について

○介助者の年齢については、〔身体〕、〔療育〕、〔精神〕のいずれも、「40～64歳」が高くなっています。

○一時的に介助できなくなった場合の対応については、全体で「同居の家族が介助する」が高くなっています。

○介助に対しての困りごとや不安については、「自分自身の健康や体力に自信がない」、「緊急時にちょっとしたことでも頼める人が周りにいない」が高くなっています。

#### ■介助することに対して困っていることや不安に思うこと



●介助者の不安では、「自分自身の健康や体力に自信がない」が高く、現状での身体的な衰えや将来の介助に対する不安を抱える方の割合が高くなっています。介助者の方の高齢化が進む中で、障がいを抱える方だけではなく、介助者に対するサービスや施策検討や、先を見据えた支援体制の整備も求められています。

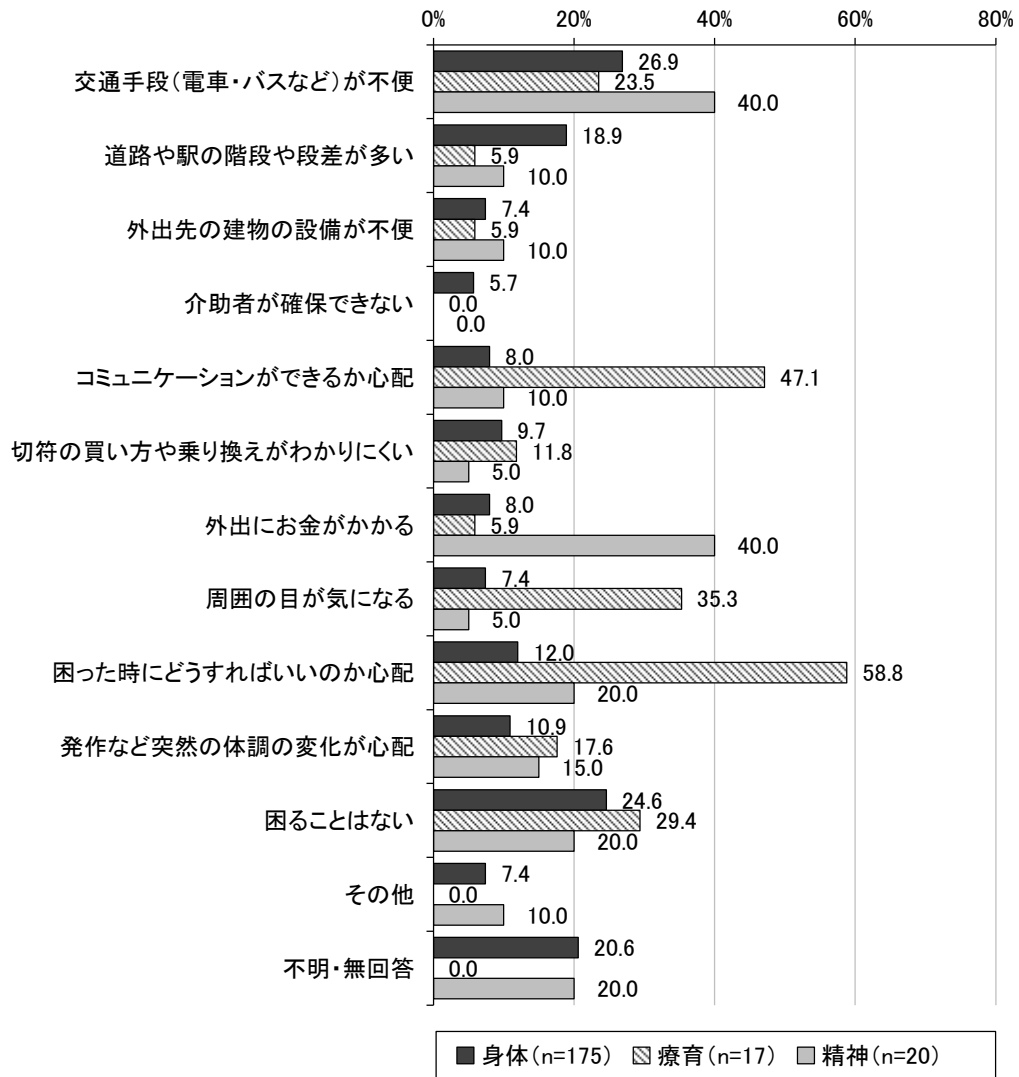
●一時的に介助ができなくなった場合の対応では、「同居の家族が介助する」、「同居していない家族や親戚が介助する」が高くなっていますが、「介助する人がいない」の一定数の回答があることから、現状を正確に把握し、緊急時に介助者が安心して障がいを抱える方を任せられる支援体制のあり方が求められています。

#### ④外出について

○外出する際に同行する人については、全体で、「ひとりで外出する」が高くなっています。  
 ○外出する目的については、〔身体〕、〔療育〕、〔精神〕のいずれも、「買い物」が高くなっています。

○外出時の困りごとについては、〔身体〕、〔精神〕では、「交通手段（電車・バスなど）が不便」、  
 〔療育〕では、「困った時にどうすればいいのか心配」が高くなっています。

■外出時の困りごと



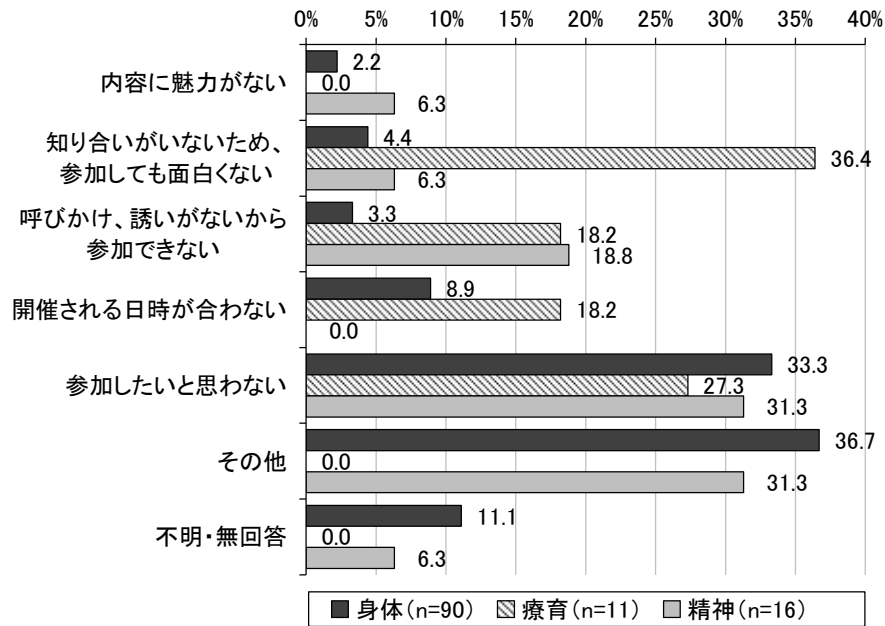
●共に外出する際に同行する人では、「ひとりで外出する」が高く、外出時の困りごとでは、全体で「交通手段が不便」、〔療育〕では、特に「困った時にどうすればいいのか心配」、「コミュニケーションができるか心配」が高くなっています。そのため、当事者のニーズに合った移動、外出支援のあり方の検討、困っている方を見つけた時、手を差し伸べられるような村民への意識啓発を行うことによって、障がいを抱える方がひとりでも安心して外出できるまちづくりの推進が重要です。

## ⑤社会参加の状況について

○社会参加の状況については、〔療育〕、〔精神〕では、「ほとんど参加しない」、〔身体〕では、「ときどき参加している」が高くなっています。

○社会活動へ参加しない理由については、〔身体〕、〔精神〕では「参加したいと思わない」、〔療育〕では、「知り合いがいないため、参加しても面白くない」が高くなっています。

### ■社会活動へ参加しない理由



●社会参加の状況では、日頃から参加している方の割合が低くなっていることから、地区の状況等を把握しながら、誰もが参加したいと思える集まりやイベントのあり方を検討することが求められています。

●社会活動へ参加しない理由では、全体で「参加したいと思わない」が高く、その他自由回答では、身体的に参加が難しいという意見が多くなっています。活動自体への参加は個人の自由ではありますが、参加を希望する方が障がいを抱える場合でも気軽に参加できるように、当事者の参加も想定した活動やイベントを企画していくことが重要です。

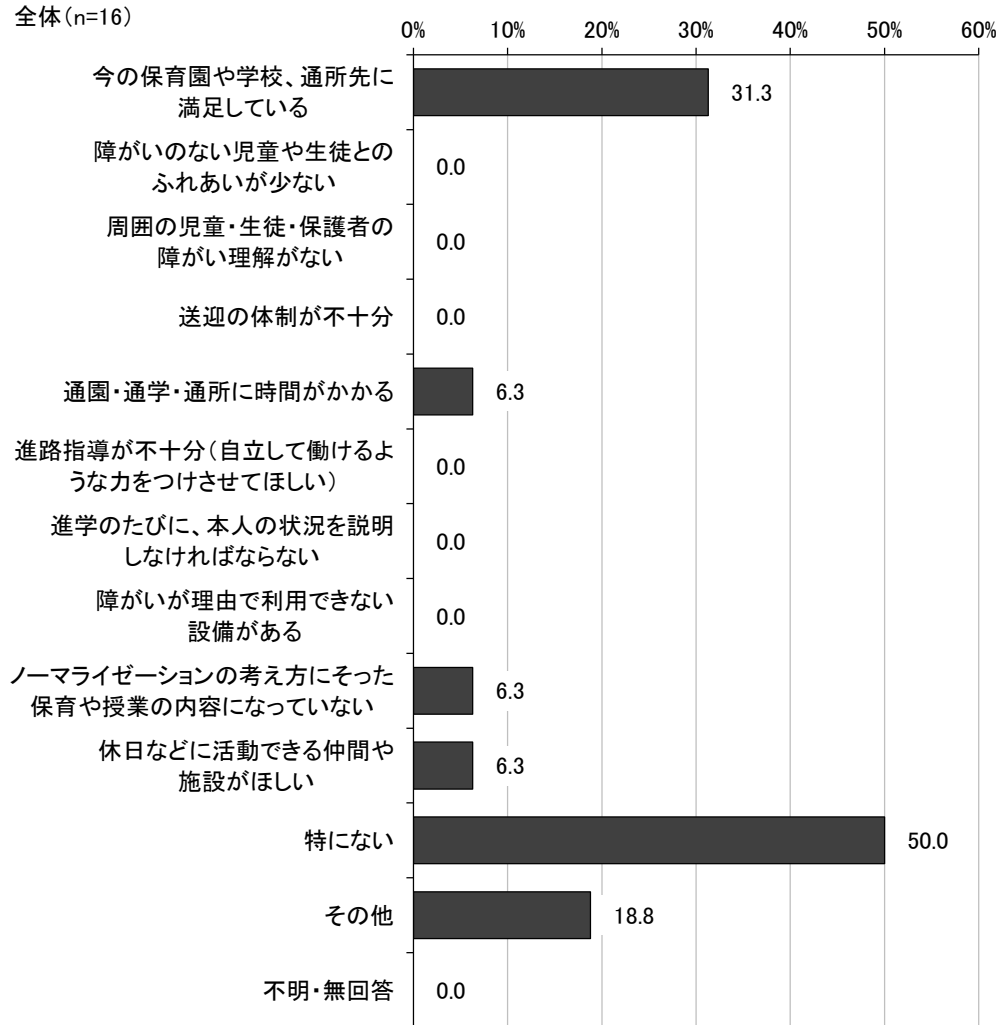


## ⑥保育・教育について

○通園・通学・通所先については、全体で、「保育園・幼稚園」が高くなっています。

○通園・通学・通所への不安については、全体で、「特にない」、「今の保育園や学校、通所先に満足している」が高くなっています。

### ■通園・通学・通所への不安



●全体としては、保育や教育に関する現状に対して大きな不満をもっている方は多くはみられない結果となっています。しかし、少数ながら、「通園・通学・通所に時間がかかる」、「ノーマライゼーションの考え方にそった保育や授業の内容になっていない」、「休日に活動できる仲間や施設がほしい」等の回答も一定数あるため、明日香村の特質を生かした、誰ひとり取り残さない支援体制の整備が求められています。

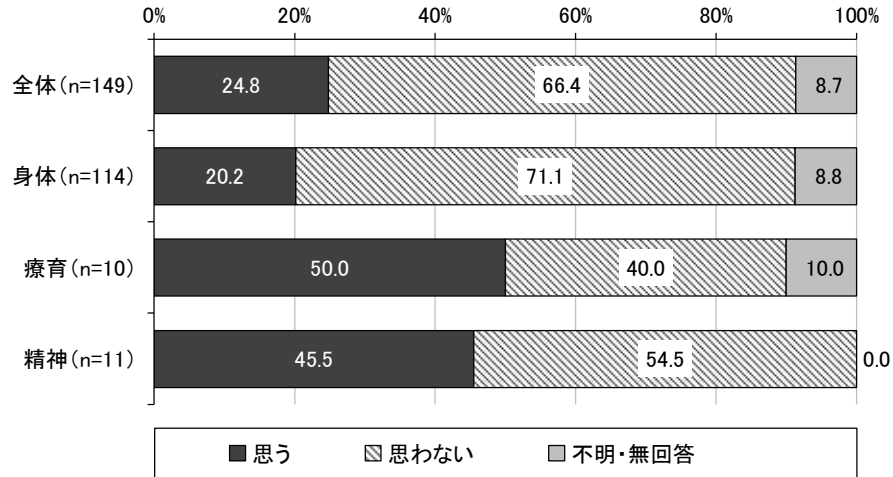
## ⑦就労について

○職場への満足度については、全体では、「仕事の内容」への満足度が高く、「就労による収入」への満足度が低くなっています。

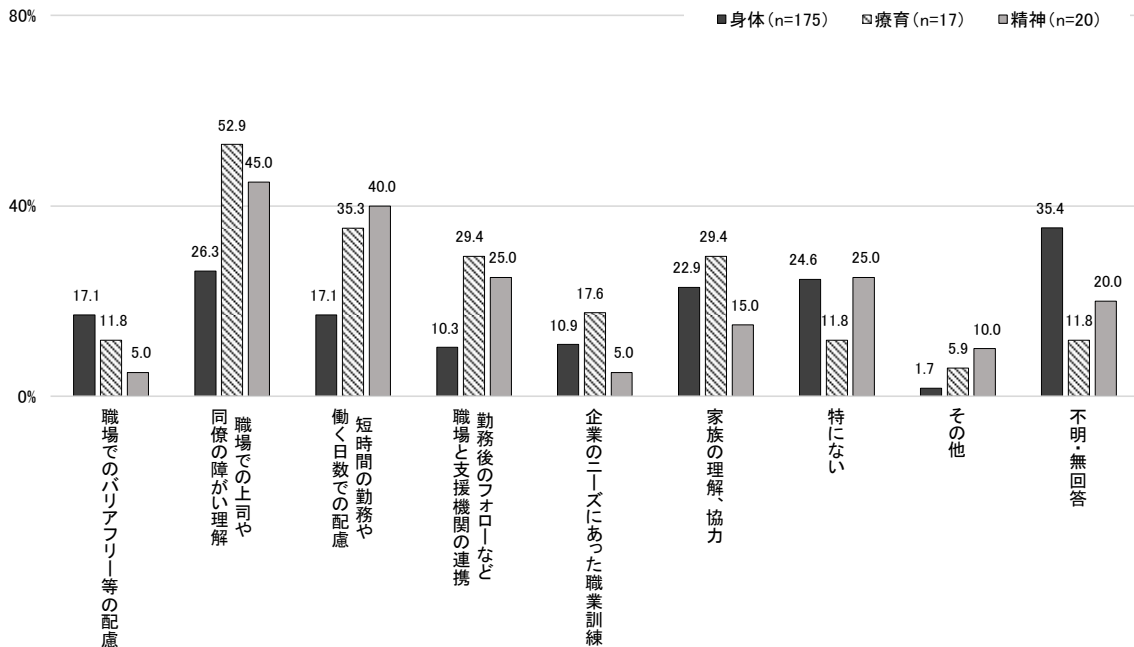
○収入を得る仕事に対する意向については、〔身体〕では、「思わない」が高く、〔療育〕、〔精神〕では、「思う」が半数程度となっています。

○就労支援については、〔身体〕、〔療育〕、〔精神〕のいずれも、「職場での上司や同僚の障がい理解」が高くなっています。

■収入を得る仕事に対する意向



■障がい者の就労支援として必要なこと



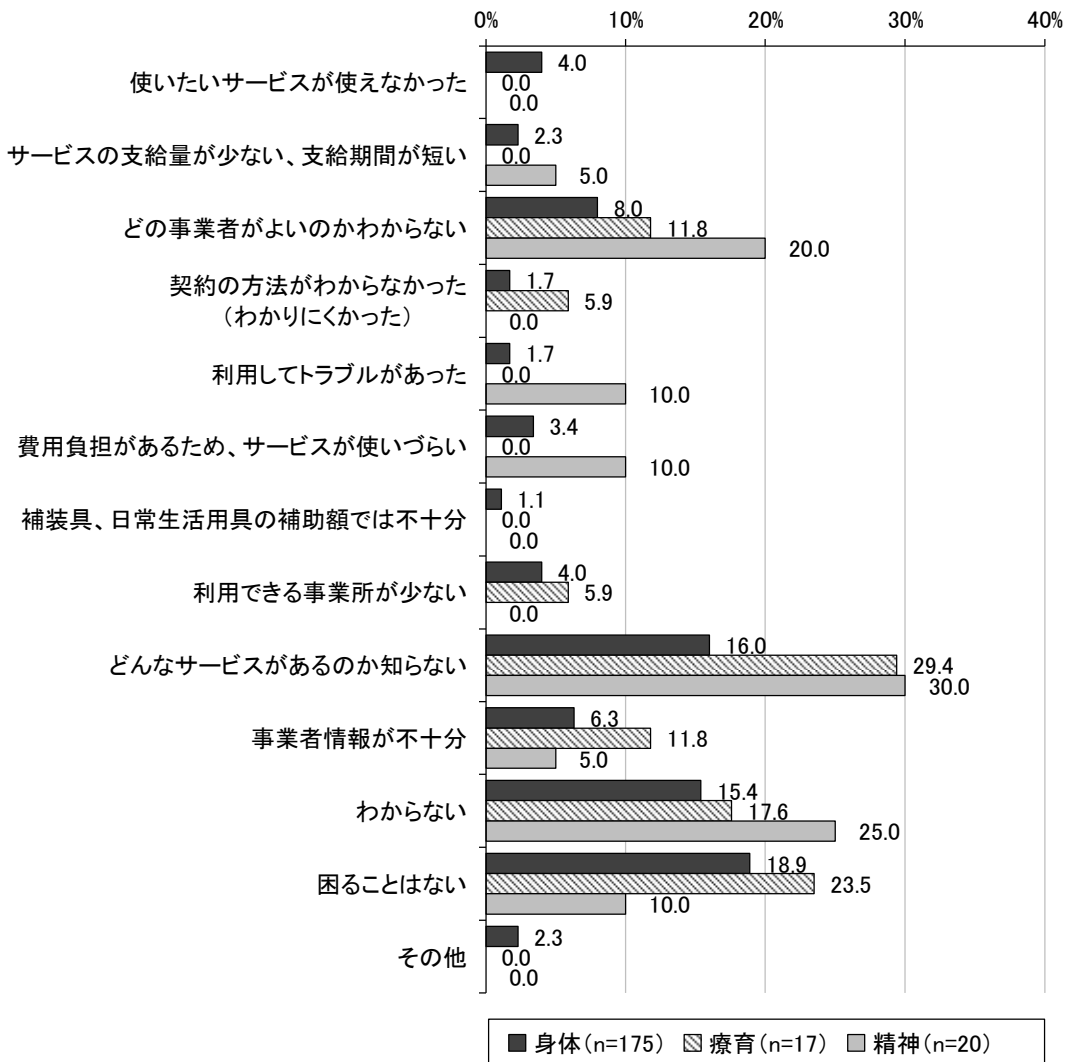
●収入を得る仕事への意向では、〔療育〕、〔精神〕では、「仕事をしたいと思う」方が5割程度となっており、障がい者の就労として必要なことでは、「職場での上司や同僚の障がい理解」「短時間の勤務や働く日数での配慮」が高くなっています。企業等への障がい者雇用に関する理解促進を更に推進し、それぞれが柔軟な働き方の検討を進めるとともに、障がいのある人が活躍できる場の開拓、当事者と企業等とのマッチングの強化も求められています。

## ⑧障がい福祉サービスの利用状況と利用希望について

○現在利用している障がい福祉サービスについては、〔身体〕では、「補装具の給付」、〔療育〕では、「生活介護」、〔精神〕では、「居宅介護」が高くなっています。

○障がい福祉サービスを利用する時に困ることについては、〔身体〕では、「困ることはない」、〔療育〕、〔精神〕では、「どんなサービスがあるのか知らない」が高くなっています。

### ■障がい福祉サービス利用時に困ること



●サービスの利用意向について、〔身体〕では、「日常生活用具給付」、〔療育〕では、「生活介護（事業所での日中の生活支援）」、〔精神〕では、「居宅介護（自宅での日常生活の支援）」が最も高くなっていることから、それぞれの状況に応じた適切なサービス提供体制の整備が必要です。

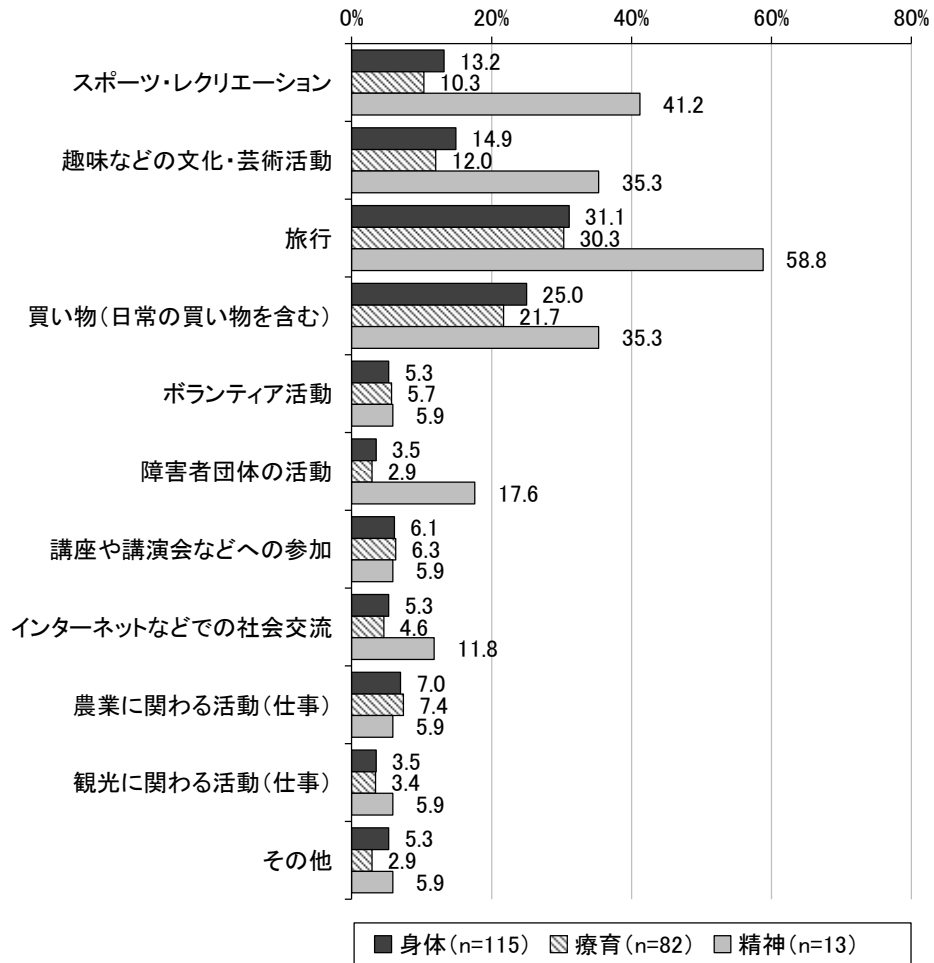
●サービス利用時の困りごとでは、「どんなサービスがあるのか知らない」、「どの事業者がよいのかわからない」の割合が高くなっており、サービスに関する情報提供体制の整備が求められています。

### ⑨差別解消・活動・理解について

○今後したい活動については、〔身体〕、〔療育〕、〔精神〕のいずれも、「旅行」が高くなっています。

○活動を行う場合の問題については、〔身体〕では、「健康や体力に自信がない」、〔療育〕、〔精神〕では、「移動が大変」が高くなっています。

#### ■今後したい活動



※不明・無回答を除いて記載

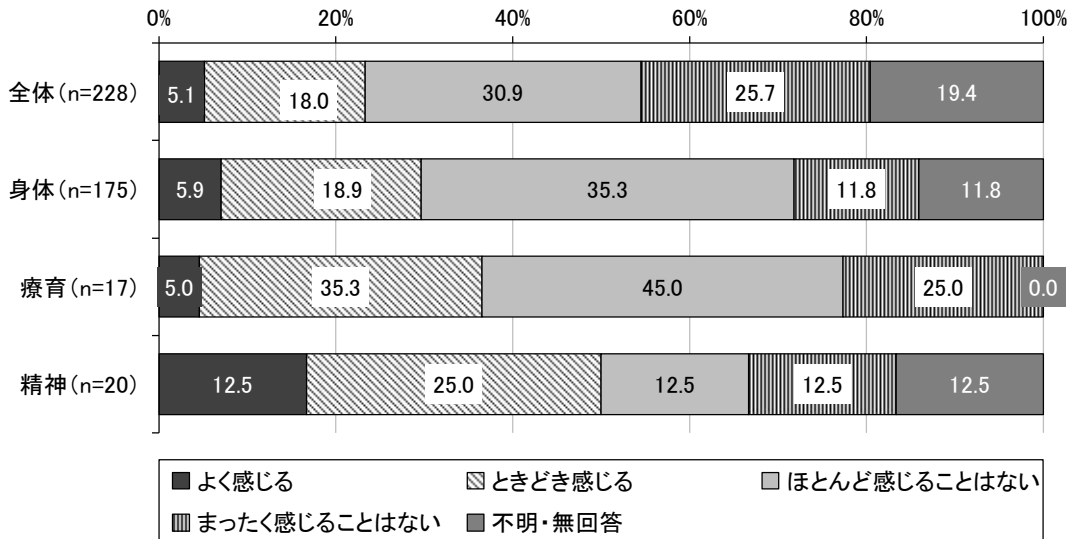
●最近1カ月間に行った活動では、「買い物（日常の買い物を含む）」が高くなっていますが、今後したい活動では、買い物以外にも、旅行やスポーツ・レクリエーション、趣味等の文化・芸術活動といった回答も一定数みられることから、障がいに関わりなく、一人ひとりの希望に応じた活動機会の提供を進めることが重要です。

## ⑩差別や偏見について

○日常生活での差別や偏見、疎外感の有無については、〔身体〕、〔療育〕では「ほとんど感じることはない」、〔精神〕では、「ときどき感じる」が高くなっています。

○差別や偏見を感じる場面については、全体で「店などでの対応・態度」が高くなっています。

### ■日常生活で、障がいによる差別や偏見、疎外感の有無

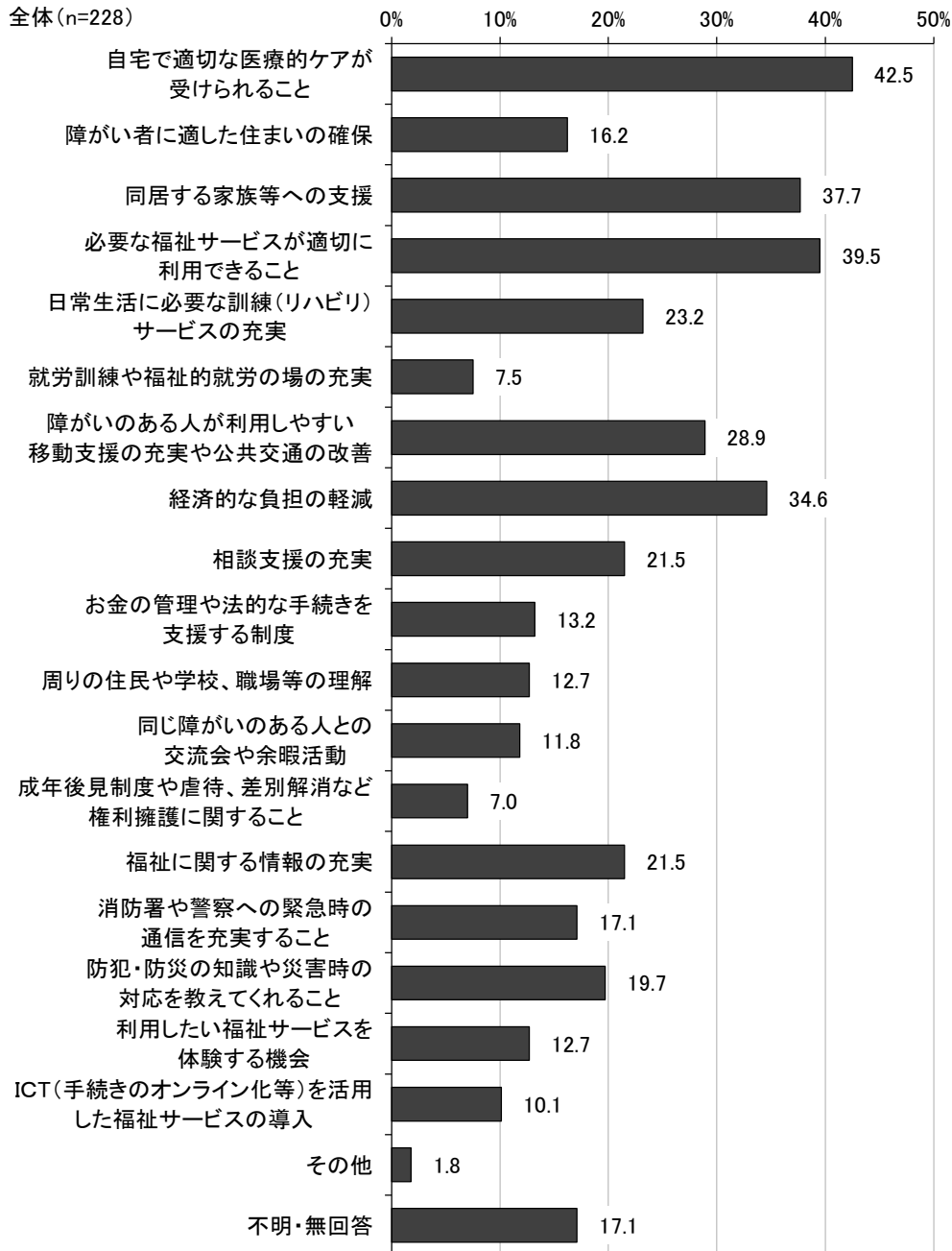


●所持手帳によって傾向は異なりますが、全体として約2割の方が差別や偏見・疎外感を感じていると回答しています。店や交通機関において差別等を感じる人が多いとの回答がみられますが、観光が主要な産業のひとつである本村では、観光を目的として村外から訪れる当事者の存在も想定されるため、民間事業所をはじめ、全村的に合理的配慮の意識浸透や理解促進を進める必要があります。

## ⑪希望する施策について

○障がいのある人が地域で生活していくために必要なことについては、「自宅で適切な医療的ケアが受けられること」、次いで、「必要な福祉サービスが適切に利用できること」が高くなっています。

### ■住み慣れた地域で生活するために必要な支援



● 「自宅で適切な医療的ケアが受けられること」「同居する家族等への支援」「必要な福祉サービスが適切に利用できること」が高くなっていることから、障がいを抱える方本人と介助者の両方に向けた、自宅で適切なケアやサービスを受けることができる支援体制を整えることが求められています。

## (2) 事業所アンケート調査結果

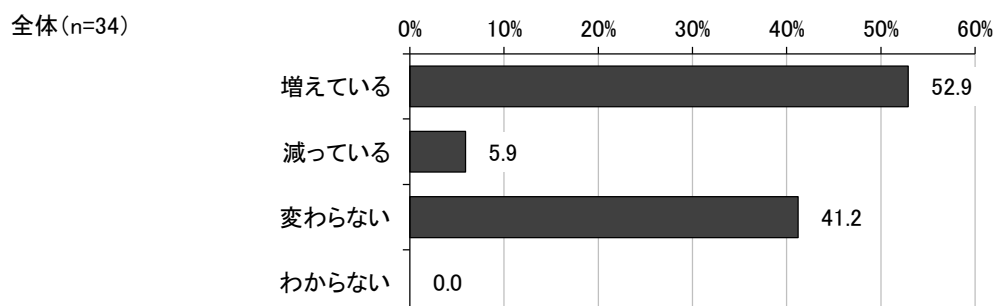
令和4年9月に実施した「明日香村の障がい福祉に関するアンケート調査（事業所対象）」に関する結果のまとめは以下の通りです。

### ①事業所が行っている障がい福祉サービスについて

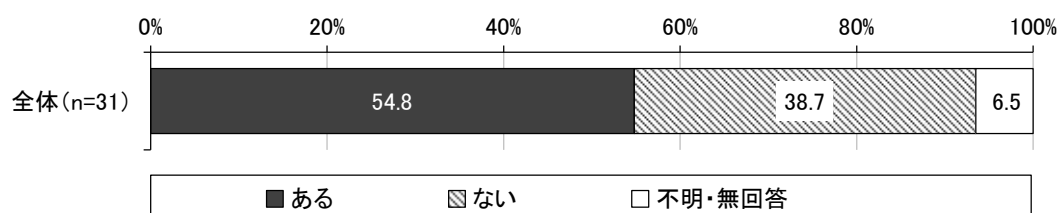
| 事業所が行っている障害福祉サービス |       |       | 事業所が行っている障害福祉サービス     |       |       |
|-------------------|-------|-------|-----------------------|-------|-------|
|                   | 件数（件） | 割合（％） |                       | 件数（件） | 割合（％） |
| 居宅介護              | 4     | 12.9  | 施設入所支援                | 5     | 16.1  |
| 重度訪問介護            | 3     | 9.7   | 計画相談支援                | 15    | 48.4  |
| 同行援護              | 3     | 9.7   | 地域相談支援（地域定着支援、地域移行支援） | 2     | 6.5   |
| 行動援護              | 4     | 12.9  | 障害児相談支援               | 8     | 25.8  |
| 重度障害者等包括支援        | 0     | 0     | 児童発達支援                | 3     | 9.7   |
| 療養介護              | 0     | 0     | 医療型児童発達支援             | 0     | 0     |
| 生活介護              | 11    | 35.5  | 放課後等デイサービス            | 11    | 35.5  |
| 短期入所              | 8     | 25.8  | 居宅訪問型児童発達支援           | 0     | 0     |
| 自立訓練（機能訓練）        | 0     | 0     | 保育所等訪問支援              | 1     | 3.2   |
| 自立訓練（生活訓練）        | 1     | 3.2   | 意思疎通支援事業              | 0     | 0     |
| 宿泊型自立訓練           | 0     | 0     | 移動支援事業                | 6     | 19.4  |
| 就労移行支援            | 2     | 6.5   | 地域活動支援センター            | 1     | 3.2   |
| 就労定着支援            | 1     | 3.2   | 福祉ホーム                 | 0     | 0     |
| 就労継続支援（A型）        | 1     | 3.2   | 訪問入浴サービス              | 0     | 0     |
| 就労継続支援（B型）        | 7     | 22.6  | 日中短期入所                | 1     | 3.2   |
| 共同生活援助            | 3     | 9.7   | タイムケア                 | 0     | 0     |

- サービス利用者の利用状況については、「増えている」が最も高くなっています。
- 事業所と地域の交流の有無については、「ある」が54.8%、「ない」が38.7%となっています。
- 各事業所において取り組む必要があることについては、「事業所内での人材育成・教育の充実」、次いで、「他の障害福祉サービス事業所等との連携」が高くなっています。

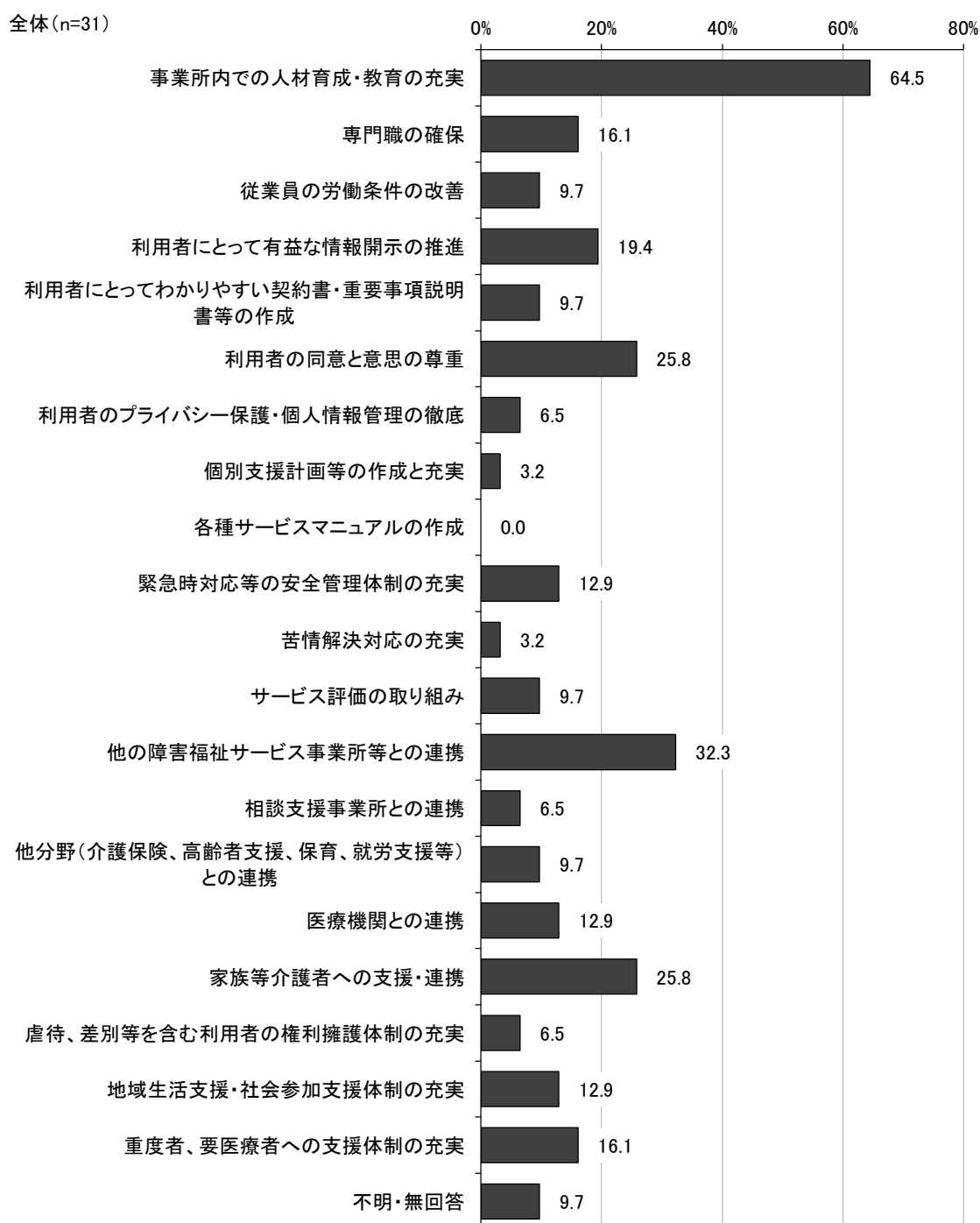
#### ■サービス利用者の利用状況



#### ■事業所と地域の交流の有無



■事業所において取り組む必要があると思うこと



●事業所からみて、半数以上の事業所においてサービスの利用者が増加していると回答する等、各種障がい福祉サービスの利用ニーズの高まりが伺えます。今後は、事業所における人材育成・教育に関する支援策を検討しながら、地域や各事業所における連携を強化し、求められるサービスを安定して提供することができる体制づくりが重要です。



### (3) ワークショップのまとめ

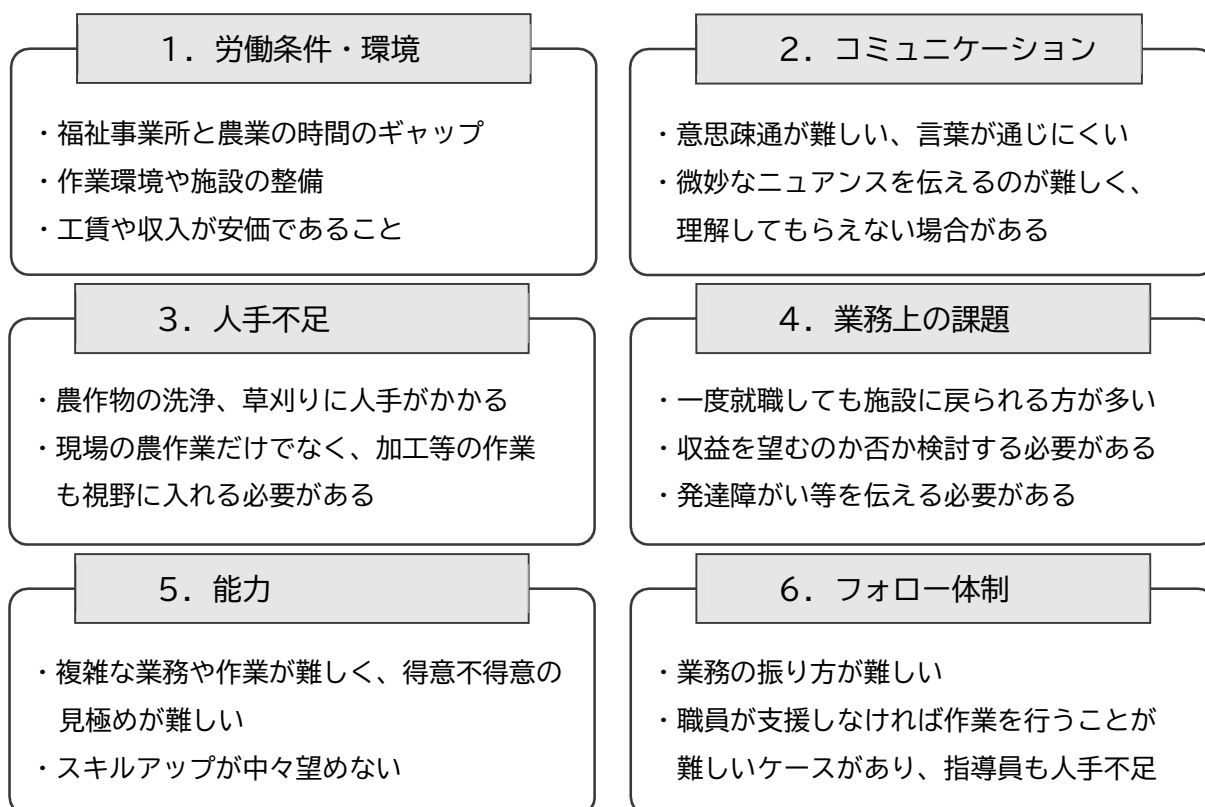
#### ■ ワークショップの実施概要

明日香村の基幹産業である農業、観光業にて障がい者雇用機会を創出するアイデアを発掘し、雇用に結びつけ、各産業における発展を目的として、ワークショップを実施しました。

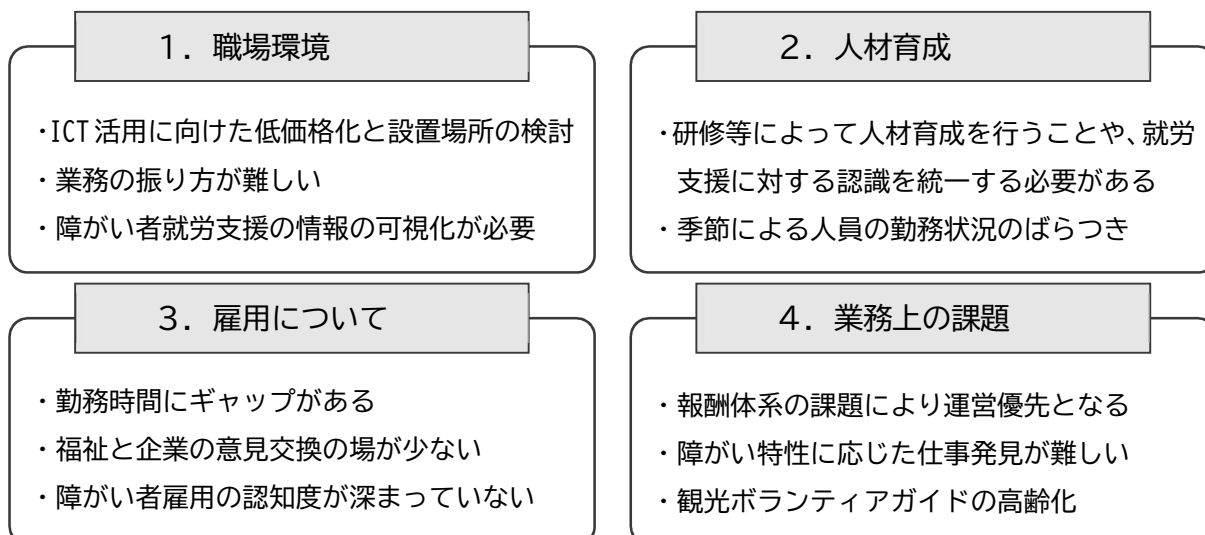
当日は、「農業や観光業における課題の整理」、「事業所における障がい者雇用のアイデアの発見」を主なテーマとして掲げ、サービス事業所と農業団体、サービス事業所と観光団体の組み合わせの2つのグループに分けて話し合いを行っていただきました。

#### ■ 農業団体とサービス事業所、観光団体とサービス事業所それぞれの課題の共通点

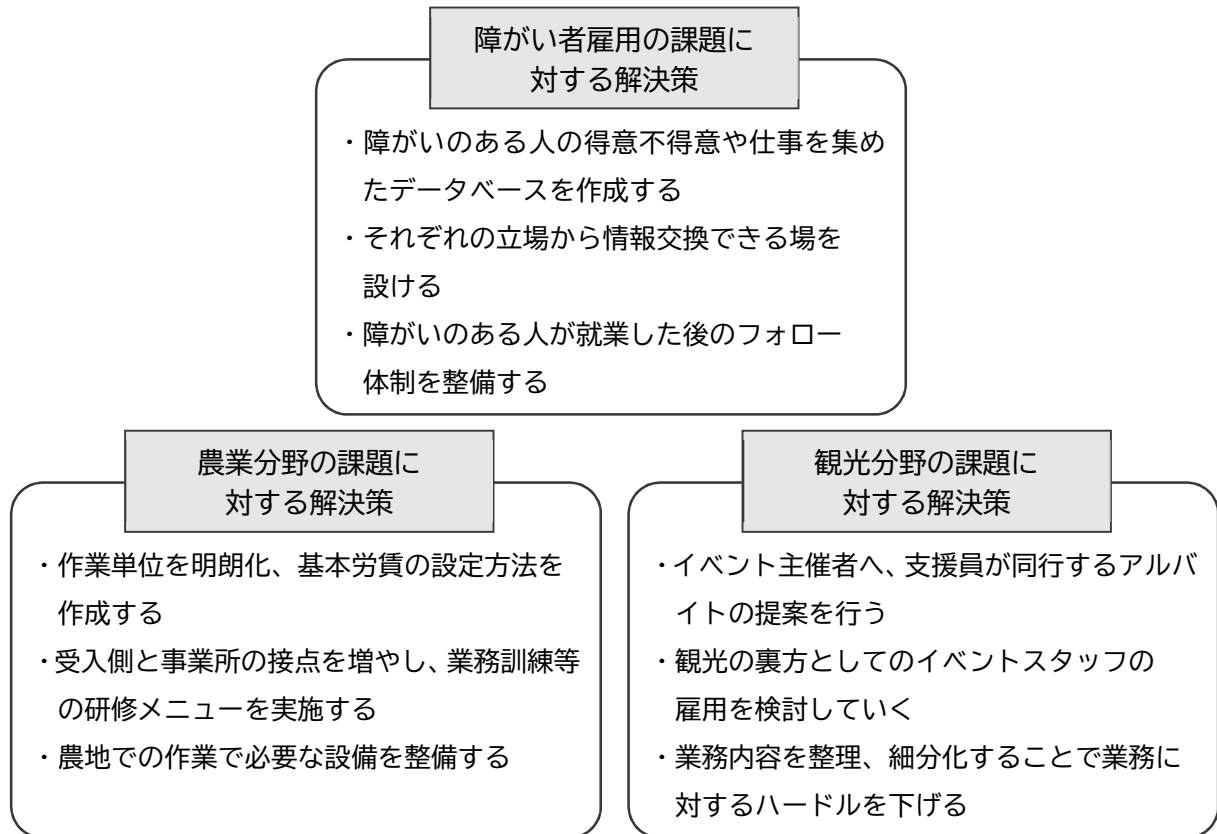
##### ・農業団体とサービス事業所



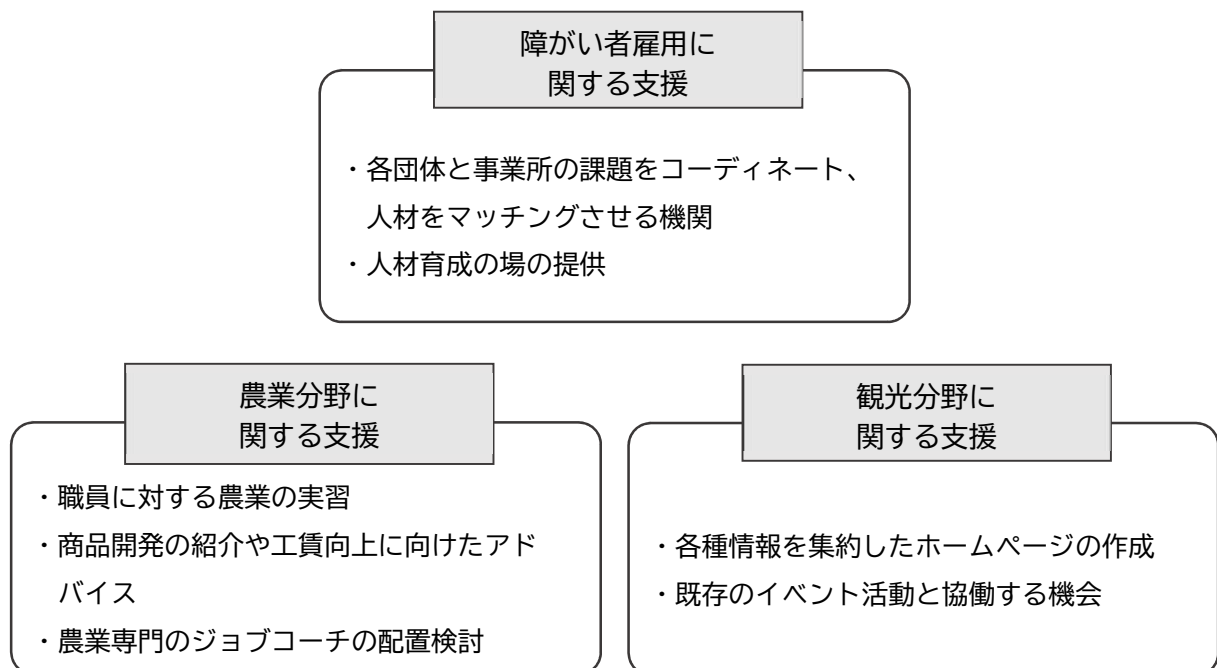
##### ・観光団体とサービス事業所



## ■ それぞれの立場から挙げられた課題の解決策について



## ■ 課題の解決策を実行するにあたって、それぞれの立場から必要とされる支援



### 3 第3期障害者計画の取り組み状況

前回計画の進捗管理として、庁内にて5つの評価基準をもって各種施策を評価しました。以降では、前回の9つの基本目標に沿って、これまでの本村の取り組みの状況と課題のまとめを記載しています。なお、評価における5つの判断基準は以下の通りです。

- ①計画以上に進んでいる      ②計画通りに進んでいる。      ③計画より若干遅れている  
 ④計画より大幅に遅れている      ⑤事業が実施できていない      ⑥事業実施なし

#### 基本目標1 日常生活や社会生活を営むための支援の充実【生活支援】

これまで相談支援体制の整備と福祉サービスの充実等に取り組み、概ね計画通りの進捗です。しかし、サービスの利用促進や日常生活用具・補装具の給付、サービス基盤の確保において、進捗の遅れがみられます。

| 取り組みの内容        | 評価対象の<br>取り組み数 | 取り組みの評価基準と該当する施策の数 |    |   |   |   |   |
|----------------|----------------|--------------------|----|---|---|---|---|
|                |                | ①                  | ②  | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ |
| (1)相談支援体制の充実   | 3              | -                  | 1  | - | 2 | - | - |
| (2)居宅サービス等の充実  | 9              | -                  | 5  | 2 | 1 | - | 1 |
| (3)障害児支援       | 5              | -                  | 5  | - | - | - | - |
| (4)人材の育成・確保    | 1              | -                  | 1  | - | - | - | - |
| (5)ボランティア活動の推進 | 2              | -                  | 2  | - | - | - | - |
| 計              | 20             | -                  | 14 | 2 | 3 | - | 1 |

#### 基本目標2 地域に根ざした保健・医療サービスの提供体制の充実【保健・医療】

これまで切れ目のない医療やリハビリテーションの提供とともに、医療と介護、福祉サービスの連携強化に取り組み、概ね計画通りの進捗です。しかし、保健師のスキルアップ・保健指導の充実において、進捗の遅れがみられます。

| 取り組みの内容          | 評価対象の<br>取り組み数 | 取り組みの評価基準と該当する施策の数 |    |   |   |   |   |
|------------------|----------------|--------------------|----|---|---|---|---|
|                  |                | ①                  | ②  | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ |
| (1)保健医療の充実と障害の予防 | 11             | -                  | 10 | - | 1 | - | - |
| 計                | 11             | -                  | 10 | - | 1 | - | - |

#### 基本目標3 相互に人格と個性を尊重し合う教育体制の充実【教育】

これまで全ての子どもがともに遊び、生活できる保育環境や地域で学び合う教育環境づくりに取り組み、概ね計画通りの進捗です。しかし、教職員の資質向上に向けた取り組みにおいて、施策が実施できていない状況がみられます。

| 取り組みの内容       | 評価対象の<br>取り組み数 | 取り組みの評価基準と該当する施策の数 |   |   |   |   |   |
|---------------|----------------|--------------------|---|---|---|---|---|
|               |                | ①                  | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ |
| (1)学校教育の充実    | 6              | -                  | 5 | - | - | 1 | - |
| (2)保育・教育現場の整備 | 4              | -                  | 4 | - | - | - | - |
| 計             | 10             | -                  | 9 | - | - | 1 | - |

#### 基本目標4 生きがいをもてるライフスタイルづくりの支援【文化芸術・スポーツ等】

これまで生涯学習や文化・スポーツ活動の参加促進に取り組み、概ね計画通りの進捗です。しかし、誰もが参加できる生涯スポーツの推進において、進捗の遅れがみられます。

| 取り組みの内容         | 評価対象の<br>取り組み数 | 取り組みの評価基準と該当する施策の数 |   |   |   |   |   |
|-----------------|----------------|--------------------|---|---|---|---|---|
|                 |                | ①                  | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ |
| (1)文化芸術・スポーツの振興 | 4              | -                  | 3 | 1 | - | - |   |
| 計               | 4              | -                  | 3 | 1 | - | - |   |

#### 基本目標5 自立と社会参加を促す就労の総合的な支援【雇用・就業、経済的自立の支援】

これまで障がい者の能力や適性に応じた就労の場の確保に向けて、雇用機会の拡大等に取り組み、概ね計画通りの進捗です。しかし、公共機関における障がい者雇用の促進や障害者優先調達法に基づく取り組みにおいて、進捗の遅れや未実施の状況がみられます。

| 取り組みの内容        | 評価対象の<br>取り組み数 | 取り組みの評価基準と該当する施策の数 |   |   |   |   |   |
|----------------|----------------|--------------------|---|---|---|---|---|
|                |                | ①                  | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ |
| (1)障害者の雇用機会の充実 | 3              | -                  | 2 | - | 1 | - | - |
| (2)福祉的就労の底上げ   | 3              | -                  | 2 | - | - | 1 | - |
| (3)経済的自立の支援    | 1              | -                  | 1 | - | - | - | - |
| 計              | 7              | -                  | 5 | - | 2 | - | - |

#### 基本目標6 暮らしやすい生活環境の整備を推進するための施策の充実【生活環境】

これまで公共施設におけるバリアフリー化等に取り組み、概ね計画通りの進捗です。

| 取り組みの内容         | 評価対象の<br>取り組み数 | 取り組みの評価基準と該当する施策の数 |   |   |   |   |   |
|-----------------|----------------|--------------------|---|---|---|---|---|
|                 |                | ①                  | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ |
| (1)公共施設のバリアフリー  | 3              | -                  | 3 | - | - |   | - |
| (2)障害者に配慮した村づくり | 3              | -                  | 3 | - | - | - | - |
| 計               | 6              | -                  | 6 | - | - | - | - |

## 基本目標7 社会参加できる環境づくりの支援【情報アクセシビリティ】

これまで障がいの特性に応じた情報提供やコミュニケーション支援の充実に取り組んできましたが、多様な媒体を活用した情報提供では進捗に遅れがあり、村職員へのコミュニケーション支援に関する研修等は未実施となっています。

| 取り組みの内容          | 評価対象の<br>取り組み数 | 取り組みの評価基準と該当する施策の数 |   |   |   |   |   |
|------------------|----------------|--------------------|---|---|---|---|---|
|                  |                | ①                  | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ |
| (1)意思疎通支援の充実     | 2              | -                  | 2 | - | - | - | - |
| (2)情報提供の充実       | 3              | -                  | - | 3 | - | - | - |
| (3)行政サービス等における配慮 | 1              | -                  | - | - | - | 1 | - |
| 計                | 6              | -                  | 2 | 3 | - | 1 | - |

## 基本目標8 安全・安心な生活のための防犯、防災対策の充実【安全・安心】

これまで災害時に情報を入手できる環境づくりや啓発活動、訓練の実施、避難時の支援体制の充実に取り組み、概ね計画通りの進捗です。しかし、避難所等での支援体制の強化や避難の際の障がい者の受け入れ態勢の整備において、進捗の遅れや未実施の状況がみられます。

| 取り組みの内容         | 評価対象の<br>取り組み数 | 取り組みの評価基準と該当する施策の数 |   |   |   |   |   |
|-----------------|----------------|--------------------|---|---|---|---|---|
|                 |                | ①                  | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ |
| (1)安全で安心できる村づくり | 7              | -                  | 5 | 1 | - | 1 | - |
| 計               | 7              | -                  | 5 | 1 | - | 1 | - |

## 基本目標9 障害の有無に分け隔てられることのない社会の実現に向けた施策の充実【差別の解消及び権利擁護の推進】

これまで障がい理解の促進や差別の解消及び権利擁護の推進に取り組んできました。計画通りに進んでいる施策もあるものの、地域における障がいや障がい者への理解促進に向けた取り組みや行政職員の資質向上において、進捗の遅れや未実施の状況がみられます。また、権利擁護の推進に向けた施策では未実施の状況となっています。

| 取り組みの内容            | 評価対象の<br>取り組み数 | 取り組みの評価基準と該当する施策の数 |   |   |   |   |   |
|--------------------|----------------|--------------------|---|---|---|---|---|
|                    |                | ①                  | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ |
| (1)広報・ホームページ等による啓発 | 1              | -                  | 1 | - | - | - | - |
| (2)障害及び障害者理解       | 7              | -                  | 4 | 2 | - | 1 | - |
| (3)差別解消に関する相談支援    | 1              | -                  | 1 | - | - | - | - |
| (4)権利擁護の推進         | 3              | -                  | - | - | - | 2 | 1 |
| 計                  | 12             | -                  | 6 | 2 | - | 3 | 1 |

### 第3期障害者計画の取り組み状況からみる課題のまとめ

これまでの施策の取り組み状況を踏まえて、本村にて今後重点的に取り組むべき項目は以下の通りです。

| 広報・啓発活動   | 生活支援  |
|---|---|
| <p>障がいのある人が住み慣れた地域で住み続けられるよう、障がい福祉サービスの利用促進に向けた啓発や、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知等、権利擁護に向けた取り組みを強化する必要があります。</p> <p>また、地域での障がい理解に向けた取り組みを実施するための環境整備も重要です。</p>  | <p>障がい者の円滑なサービス利用に繋げられるよう、相談窓口の周知や相談員の資質向上等、支援体制を整備することが重要です。</p> <p>また、増加が見込まれている障がい福祉サービス等の適切な提供が行えるよう、ニーズの把握から、サービス基盤の整備を進めることも必要があります。</p>                  |
| 安全・安心な環境づくり   | 保育・教育   |
| <p>現状では保健・医療とサービス等の連携は図られているため、今後は保健師が障がい福祉への対応を行えるよう、個別のスキルアップに向けた取り組みを検討する必要があります。</p> <p>また、災害時の避難体制の整備として、障がいに対応した避難所の整備や受け入れ態勢の強化をする必要があります。</p> | <p>全ての子どもがともに学び合えるインクルーシブな教育を推進するために、引き続き教育体制の整備を進める中で、村が主体となって教職員に対する資質向上に向けた研修を開催する等、教育体制を整備するための支援を行うことが重要です。</p>  |
| 雇用・就労   | 社会参加  |
| <p>障がい者の雇用促進として、まずは庁内等の公共機関における雇用拡大を進めるとともに、障害者優先調達法に基づいて全庁的に事業を利用することができる体制整備についても取り組むことで、障がい者の就労機会の充実と環境整備に努めることが重要です。</p>                          | <p>庁内の情報提供体制の整備が必要であり、広報やホームページ等に工夫を凝らしながら、障がい者が適切に情報を受け取ることができる仕組みを整備することが重要です。</p> <p>また、障がいの有無に関わらず、気軽に参加できる生涯スポーツの機会等を検討することで、社会参画に向けた取り組みを強化する必要があります。</p> |



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

障がいのある人が、住み慣れた地域や家庭の中で最期まで明るく、充実した日々を送ることができ、その尊厳を保持し、心豊かな人生を過ごすことができるまちをつくっていくことが重要です。

第5次明日香村総合計画の中では、村の将来像の実現に向け、健康・福祉分野において、「生涯にわたって健やかで生きがいのある生活を安心して送る」を掲げ、保健・医療・福祉の充実に向けた取り組みを推進しています。特に、障がい者（児）福祉では、障がいのある人や子どもが生涯にわたって生きがいや目標をもって生き生きと暮らすことができる総合的な支援に加え、障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに個性を尊重し合って共生する社会の実現を目指しています。

本村には古来より自然と共生してきた歴史があり、この土地がもつ四季折々でみせる様々な風景は、住む人の個性が十分に生かされる舞台であるとともに、住む人がいつまでも自分らしい生活を送るための場となっています。

本計画では、障がいの有無や年齢に関わらず、全ての人の生活が保障され、個性が認められるとともに、お互いを正しく理解し、ともに支えあって生きていく地域社会を目指す中で、前計画の基本理念を継承することとし、「支えあい、つながってこそ人と人 ～誰もが健やかに安心して暮らせる村づくり～」を掲げ、当事者やその支援者同士がつながり・連携できる仕組みづくりを進めるとともに、地域に寄り添った行政として、村民の皆様との連携や、本村に根ざして活動している事業所との連携を進めます。

そして、ライフステージに応じた適切な支援を、各関連計画との整合を図りながら、全体の福祉施策の一部として一体的な提供に努め、その人がもつ個性を、住み慣れた飛鳥の地で最大限活かすことができ、その人らしく最期まで心豊かに暮らすことができる村づくりの実現を図ります。

### 支えあい、つながってこそ人と人

～誰もが健やかに安心して暮らせる村づくり～

障がいのある人・子どもが生きがいや目標をもって生き生きと暮らし、  
障がいのある人もない人もともに暮らしやすい村を目指します。



## 2 計画の基本方針

近年の政策動向や本村の障がい福祉を取り巻く課題等を踏まえ、本計画の基本方針を6つに定め、下記の方針に基づいてそれぞれの施策を推進していきます。

|                        |  |
|------------------------|--|
| 基本方針1<br>広報・啓発の推進      | 障がいの有無に関わらず、誰もが健やかに安心して暮らせる村を目指して、地域のあらゆる場での障がいへの理解を広めるとともに、差別の解消及び権利擁護等の推進による障がいのある人の社会的障壁の除去に努めます。   |
| 基本方針2<br>生活支援の充実       | 障がいのある人が必要な時に必要な場所で切れ目のない支援を受けられることで、生き生きと暮らすことができる村づくりを推進するため、相談支援体制の充実に取り組むとともに、福祉サービスの量的・質的な充実に努め、豊かな地域生活の実現に向けた体制の整備を図ります。   |
| 基本方針3<br>安全・安心な生活環境の整備 | 障がいのある人はもとより、誰もが安心して住み慣れた地域で生活を送ることができるよう、適切な保健・医療の切れ目のない支援体制の充実を図るとともに、障がいの原因となる疾病等の予防推進や保健・医療サービスの適切な提供を図ります。<br>また、障がいの特性に配慮した施設等の整備・改善や防災・防犯対策の充実に努めることで、全ての人にやさしいまちづくりを目指します。 |
| 基本方針4<br>保育・教育の充実      | 障がいの多様化等が進む中、障がいの有無に関わらず、地域で安心して生活できるよう、全ての子どもたちが同一の場で遊びや生活をともにできる保育環境や、地域の学校でともに学び、互いに支えあう教育環境づくりを進めます。   |
| 基本方針5<br>雇用・就労の支援      | 就労は社会的・経済的に自立した生活の基盤となるとともに、生きがいや社会参加の面でも大きな位置を占めるものです。働くことにより社会貢献ができるよう、個々の特性を踏まえた取り組みの充実を図るとともに、障がいのある人の雇用拡大及び福祉的就労の促進を支援します。  |
| 基本方針6<br>社会参加の促進       | 障がいのある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行えるよう、障がい特性に応じた情報提供面のバリアフリー化やコミュニケーション支援の充実を進めます。<br>また、障がいのある人の生きがいや社会参加の促進を図り、生活の質の向上を図るため、文化芸術活動・スポーツ活動等の充実に努めます。                           |



### 3 施策体系

## 支えあい、つながってこそ人と人

～ 誰もが健やかに安心して暮らせる村づくり ～

#### 基本方針

#### 取り組む施策

#### 1. 広報・啓発の推進

- 1 広報・ホームページ等による啓発
- 2 障がい理解及び障がい者理解
- 3 障がいによる差別の解消
- 4 権利擁護の推進

#### 2. 生活支援の充実

- 1 相談支援体制の充実
- 2 居宅介護サービス等の充実
- 3 障がい児支援の充実
- 4 人材の育成・確保
- 5 ボランティア活動の推進

#### 3. 安全・安心な生活環境の整備

- 1 保健・医療の充実と障がいの予防
- 2 公共施設のバリアフリー化
- 3 安全で安心できる村づくり

#### 4. 保育・教育の充実

- 1 学校教育の充実
- 2 保育・教育現場の整備

#### 5. 雇用・就労の支援

- 1 障がい者の雇用機会の充実
- 2 福祉的就労の底上げ
- 3 経済的自立の支援

#### 6. 社会参加の促進

- 1 意思疎通支援の充実
- 2 情報提供の充実
- 3 行政サービス等における配慮
- 4 文化芸術・スポーツの振興

## 第4章 施策の展開

### 基本方針1 広報・啓発の推進

#### 1 広報・ホームページ等による啓発

| 施策              | 内容   |
|-----------------|--|
| 広報等による啓発の推進     | 村の広報やホームページ、社会福祉協議会が発行する社協だより等の情報提供手段を通して、障がいの特性や障がいのある人に対する住民の理解・意識の啓発に努めます。ホームページや刊行物については、誰しものが内容を理解することができるよう工夫を凝らします。 |
| 障がい福祉サービス普及啓発事業 | 複雑化する障がい福祉の情報を整理することで障がいをもつことになった方の不安を解消する一助とします。また、困り事を抱えながらも相談の仕方がわからない障がいのある人やその家族に対し、効果的に情報を伝えられるよう工夫を凝らします。           |

#### 2 障がい理解及び障がい者理解

| 施策                | 内容  |
|-------------------|---|
| 地域福祉活動の推進         | 社会福祉協議会や民生委員・児童委員活動が行う地域福祉活動を支援し、地域住民による自主的な福祉活動への参画と、その活動の輪が広がるような環境づくりに取り組みます。              |
| 各種イベント等での啓発       | 障がい者団体や村等のイベントを周知し、障がい者理解の促進を図ります。  |
| 人権教育の推進           | 住民の方が障がいのある人への正しい認識をもち、理解を深め、心豊かな地域社会を築くために、人権教育の推進に努めます。                                     |
| 福祉教育の推進           | 特別支援学校の子どもと村内の小・中学校の子どもの交流、特別支援学級の子どもと通常学級の子どもの交流それぞれを推進し、互いの理解を促進します。                        |
| 学校におけるボランティア活動の推進 | 小中学校においてボランティア活動や福祉体験・交流等を通じて障がいや福祉に関する理解を深めます。また、各事業所と連携しながら、障がいへの理解を深めることができる福祉体験の内容を検討します。 |

| 施策                              | 内容  |
|---------------------------------|---|
| 檀原市・高取町・明日香村地域生活支援協議会による啓発活動の充実 | 檀原市・高取町・明日香村地域生活支援協議会による障がいや障がいのある人に対する理解を深める広報・啓発活動の充実に努めます。また、権利擁護部会等とも連携し、広報・啓発の充実に努めます。 |
| 行政の職員の資質向上                      | 講師の確保や研修の調整を行うことで、福祉に関する研修の場の確保を図ります。また、開催される研修へ積極的に参加するよう働きかけ、村職員全体の福祉意識の向上に努めます。          |
| ヘルプマーク・ヘルプカードの啓発・利用推進           | ヘルプマーク・ヘルプカードについて広報することで、見た目にはわかりにくい支援が必要な方等に届けるとともに、周囲の方にも存在を知ってもらうことで地域理解の推進を図ります。        |

### 3 障がいによる差別の解消

| 施策           | 内容  |
|--------------|---|
| 差別解消に関する相談支援 | 障がいのある人とその家族等からの、障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の不提供」に関する相談事案等について、月に1度特設人権相談日を設け、人権相談事業を行います。また、広報・リーフレット等で相談支援に関する啓発を行い、悩んでいる方を相談へつなげられるよう努めます。 |

### 4 権利擁護の推進

| 施策              | 内容  |
|-----------------|---|
| 障がい者虐待の防止及び早期発見 | 障がい者虐待に関する正しい理解と通報等の周知を図る啓発を行います。また、障がい者虐待を早期に発見し、対応につなげるため、地域生活支援協議会において情報共有を重ねることで入念な状況把握に努めます。 |
| 成年後見制度の周知・啓発    | 知的障がいや精神障がい等で判断能力が不十分な人たちが地域で安心して暮らせるよう、広報・啓発ツールを作成・普及させることで、成年後見制度の普及と利用促進に努めます。                 |
| 日常生活自立支援事業の周知   | 社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業について、広報啓発ツールを作成・普及させることで、利用者の増加に努めます。                                       |

## 基本方針 2 生活支援の充実

### 1 相談支援体制の充実

| 施策           | 内容  |
|--------------|---|
| 相談体制の整備      | 障がい者が身近な地域で相談支援を受けられるよう、誰もが相談しやすい体制を整備します。檀原市・高取町・明日香村圏域で研修を行いながら相談員の専門性向上に努め、それぞれの障がい特性に対応できる総合的な相談支援の提供体制の整備に努めます。また、必要な支援に繋がれるよう、相談支援事業所の周知を強化することで相談窓口の認知度向上に努めます。              |
| 相談員の資質の向上    | 障がい者相談員や相談支援に従事する職員の資質向上のための各種研修を、随時内容を見直しながら実施します。<br>また、子ども家庭相談支援センター、身体障がい者更生相談所、知的障がい者更生相談所、保健所等の関係機関間のネットワークの構築及びその活用を推進するとともに、相談支援事業所を訪問し、サービス等利用計画等の作成及びケース支援に関して必要な助言を行います。 |
| 地域生活支援協議会の充実 | 障がい福祉施策に関わる関係機関等による地域生活支援協議会において、地域の障がいのある人の状況を正確に把握し、困難事例等の協議や調整、サービス供給体制の確保に向けた協議を行います。また、各関係機関の交流や情報交換の場としても活用し、連携強化を図ります。   |

### 2 居宅介護サービス等の充実

| 施策                    | 内容   |
|-----------------------|--|
| 障がい者手帳制度の周知とサービスの利用促進 | 障がいの特性に応じて、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の適切な交付に努めるとともに、交付時に所持手帳ごとで受け取ることができる福祉サービスの内容をわかりやすく説明し、必要な人が必要なサービスを受け取ることができるための周知に努めます。      |
| 訪問系サービスの推進            | 在宅で生活する障がい者が日常生活に必要な支援を受けられるよう、障がいの特性に対応したサービスの提供を図ります。既にサービスを受給している人については利用経過を確認し、サービスの利用量が増加する見込みがあれば、安定したサービスの提供に向けた体制の確保に努めます。 |

| 施策                | 内容   |
|-------------------|--|
| 日中活動系サービス         | 障がいのある人の機能訓練とともに、日中の居場所づくりとしての役割も果たしています。引き続き機能の充実に努め、障がいのある人の日中活動の場を確保し、住み慣れた地域での自立や生きがいづくりを促進します。  |
| 居住系サービスの推進        | 施設入所支援が必要な障がい者のため、適切な入所が図られるよう、利用ニーズを適切に把握し、事業所と連携しながらサービスの安定的な提供を図ります。  |
| サービス等利用計画の作成体制の整備 | 障がい福祉サービスを利用する人のサービス等利用計画を円滑に作成できる体制を相談支援事業所や圏域内で連携しながら整備し、障がいのある人の意思決定を尊重し、個々にあった効果的なケアマネジメントを行います。   |
| 日常生活用具・補装具の給付     | それぞれの障がいの状況に応じて、必要な人が適切に制度を利用できるように、利用に関する入念な情報提供を行いながら給付を行います。  |
| 地域生活支援事業の推進       | 障がいのある人の地域における日常生活を支え、安心して暮らせるよう、障がい福祉サービスでは対応できない部分へ、当事者の生活状況に寄り添った補完的なサービスを提供します。また、必要な方への提供につなげられるよう、各サービスの周知・充実に努めます。                      |
| サービス基盤の確保         | 計画策定時やモニタリング等を通して障がい者の利用ニーズの把握に努めながら、近隣市町村と連携し、社会資源の効果的な活用を念頭に置いて、ニーズに合わせた福祉サービス提供体制の確保に努めます。また、新規参入を含めた事業者とも連携を強め、利用が増加した場合にも対応できる基盤の整備を進めます。 |
| 難病患者への支援の推進       | 難病患者等に対して福祉サービスの適切な情報提供に努め、ニーズが生まれた場合に、利用者が必要なサービスを利用できるように、関係機関と連携を図り、支援の推進に努めます。   |

### 3 障がい児支援の充実

| 施策                     | 内容   |
|------------------------|--|
| 障がいのある子どもの相談・生活支援体制の充実 | 発達について「気になる」という段階から、療育施設や児童発達支援センター、保育園、幼稚園、小学校との関連施設と連携をとり、適切な療育・保育・教育ができるよう、切れ目のない相談・生活支援体制の充実を図ります。 |
| 障がいのある子どもの受け入れ体制の充実    | 障がいのある子どもが円滑に必要な支援を受けながら、身近な幼稚園や保育所等に通園できるよう、関係機関との連携を図りつつ、支援者の増員等を検討しながら受け入れ体制の充実に努めます。               |
| 児童発達支援事業の充実            | 障がいのある子どもの身近な療育の場として、児童発達支援事業所において基本的な動作の指導や集団生活の適応訓練等を行い、十分な療育を受けられるよう努めます。                           |
| 重症心身障がい児への支援           | 重症心身障がい児がサービスを利用できるよう、関係事業所との連携や支援者のスキルアップを図りながら、適切な支援に取り組みます。   |
| 放課後の居場所づくりの推進          | 放課後や夏休み等の長期休暇中に実施する放課後等デイサービスによって、適宜、圏域内で状況把握に努めながら、児童の居場所づくりに努めます。                                    |
| 発達障がいに対する支援の充実         | ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムを検討しながら、発達障がいのある人とその家族に対する支援策の充実を図ります。                                  |

### 4 人材の育成・確保

| 施策                         | 内容   |
|----------------------------|--|
| 専門的な技術及び知識を有する人材の育成及び資質の向上 | 障がい者一人ひとりの立場に立ったきめ細かい対応ができるように、研修等を通じて民生委員・児童委員や障がい福祉サービス従事者等の資質向上に努めます。 |

### 5 ボランティア活動の推進

| 施策                 | 内容   |
|--------------------|--|
| ボランティア活動の促進        | ボランティア活動に対する理解を深められるよう、広報や社協だより等により、地域住民のボランティア活動に関する情報提供を図ります。また、活動団体への支援策を検討しながら、障がいのある人の社会参加を促進します。 |
| 学校等におけるボランティア活動の促進 | 小・中学校において福祉やボランティア活動に関わる学習機会を提供することで理解促進を行うとともに、社会福祉協議会等と連携し、児童や生徒のボランティア活動を促進します。                     |

## 基本方針 3 安全・安心な生活環境の整備

### 1 保健医療の充実と障がいの予防

| 施策                | 内容   |
|-------------------|--|
| 乳幼児期からの健康づくりの推進   | 妊婦健康診査や乳幼児健康診査、歯科保健指導等の母子保健事業や予防接種事業の充実を図り、発達の遅れや障がいの早期発見・早期療育に努めます。   |
| 健診後のフォローの実施       | 各種健診後に発達の遅れや障がい疑われる乳幼児に対して、保健師の個別相談による保護者への適切なアドバイスによって早期治療・療育につなげ、相談後の継続的な支援を行います。  |
| 訪問指導の実施           | 妊婦や新生児のいる家庭を管理栄養士・助産師・保健師・赤ちゃん訪問員が全戸訪問し、健康状態の把握や相談、子育てに関する情報提供等を行い、安全な出産と安心して子育てができるよう支援していきます。  |
| 未熟児訪問指導の実施        | 未熟児は疾病にかかりやすく、心身の障がいを残すことも多いため、医療機関等を通じて入院中から連携をとり、在宅ケアに向けての支援体制の充実やサービス提供体制の確保に努めます。  |
| 特定健康診査・各種がん検診等の充実 | 生活習慣病等の障がいの原因となる疾病の予防と早期発見に向けて、特定健診及び各種がん検診の必要性について周知・啓発し、健診の充実や未受診者に対するアプローチの検討に努めることで受診率の向上を図ります。  |
| 健康相談・健康づくり教室の実施   | ライフステージごとの健康に関する生活習慣の改善に向けて、食事や運動・睡眠等についての健康相談や健康づくり教室に取り組み、住民の健康づくりの意識向上に努めます。  |
| 療育体制の充実           | 障がいの早期発見と早期療育につなげるため、保健所、子ども家庭相談支援センター、療育機関、地域の保幼小中との連携を図り、療育体制の充実や安心して相談できる体制の確保に努めます。また、発達障がいの一次受付機能の向上に向けた取り組みの検討を進めます。                               |
| 精神疾患への対応の充実       | 基幹相談支援センターの設置を検討しながら、各医療機関や障がいサービス事業所等と連携強化、保健、医療、福祉関係者の協議の場の設置を検討し、精神専門の窓口や医療機関等についての情報提供、社会復帰や日常生活支援等に関する相談や援助を行うことで精神障がいのある人も安心できる地域包括ケアシステムの構築を進めます。 |
| 医療費助成制度の継続と周知     | 障がい者が適切な医療を受けることができるよう、自立支援医療や福祉医療制度の継続と支援が必要だと想定される方にも届く周知方法の検討を行います。   |



| 施策                    | 内容  |
|-----------------------|---|
| 保健師のスキルアップと保健指導の更なる充実 | 難病や発達障がい等も含めた障がいの特性に対応できるよう、保健師の障がい福祉に関するスキルアップを図る方策の検討と保健指導の更なる充実に努めます。                                  |
| 保健・医療・福祉の連携強化         | 医療機関、地域生活支援協議会、社会福祉協議会、地域包括支援センター、各関係機関との連携を強化し、各種健康診査及び検診から治療、リハビリテーション、福祉サービス等の利用までのサービスの切れ目のない提供を図ります。 |
| 新生児聴覚スクリーニング検査        | 新生児のきこえについての簡易検査を行い、難聴の児童を早期に見出すことで、補聴器の装用や早期療育・教育等支援につなぎ、話す能力やコミュニケーション能力を高めることを目的に実施します。                |
| 未熟児養育医療               | 身体の発育が未熟なまま生まれ、入院が必要な乳児が指定養育医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を公費により負担することで、医療の提供と保護者の負担軽減を図ります。             |

## 2 公共施設のバリアフリー化

| 施策              | 内容   |
|-----------------|--|
| ユニバーサルデザインの村づくり | あらゆる人にとって利用しやすい公共施設や道路、歩道、公園等の生活環境整備について、国・県や関係機関と連携し、明日香村の地域特性に沿ったユニバーサルデザインの村づくりに取り組みます。                   |
| 公共施設のバリアフリー化の促進 | 障がいのある人や高齢者等含めた全ての人が、安心して快適に暮らせる村づくりを進めるため、障がい者用トイレや視覚障がい者誘導ブロックの設置、通路のスロープ化、エレベーターの設置等、福祉的配慮が施された施設整備に努めます。 |
| 移動空間の確保         | 誰もが移動に関して困ることがないように、関係機関との協力によって、歩道の拡幅、段差解消、駅前広場・通路・駐車場等の整備を図り、安全な移動空間の確保に努めます。                              |



### 3 安全で安心できる村づくり

| 施策                  | 内容  |
|---------------------|---|
| 見守り訪問の充実            | 民生委員・児童委員や民間事業者による日常的な見守り訪問の充実に努めることで、災害発生時に支援が必要な方の把握から、実際の災害時における迅速な支援が行えるよう取り組みます。                               |
| 災害時要配慮者の避難支援体制の強化   | 災害時に的確な情報入手や自力での避難が困難な高齢者や障がい者を、安全かつ迅速に避難場所へ誘導するため、「避難行動要支援者名簿」を活用し、要配慮者の避難支援体制の整備を図ります。また、状況に応じた「個別避難計画」の策定を検討します。 |
| 災害時の避難所等での支援体制の強化   | 医療、保健、福祉関係機関等と連携を図り、災害時の特別な支援が必要な障がい者・高齢者に対する支援体制の整備に取り組みます。また障がい特性に応じた、避難先での支援策や各支援者の役割分担を避難所の整備段階から検討します。         |
| 災害時障がい者受け入れ体制の整備    | 災害発生時に、障がいのある人が適切な支援を受けられることができる福祉避難所設置に向けて、ストマ等の日常生活用具の備蓄の検討や、福祉施設との協定等を進めます。                                      |
| 防災訓練の参加促進           | 誰も取り残さず情報が行き渡るよう啓発方法に工夫を凝らしながら、要配慮者や障がい者に対して地域防災訓練等への積極的な参加を促進します。  |
| 緊急通報体制整備事業          | 一人暮らしの高齢者・重度障がい者世帯等に緊急通報装置を貸与し、緊急時の連絡体制を整備します。  |
| 防犯・安全体制の推進          | 警察や関係機関・団体等と協働して、犯罪等に関する情報の提供を行い、また、地域安全パトロール等を実施することで、誰もが安心して日常生活を送ることができる地域社会の形成に取り組みます。                          |
| 障がい当事者及び支援者活動に対する支援 | 村内に点在する当事者や家族・支援者をつなぎ、孤独感・孤立感を軽減することを目的とした集いの場を設置します。   |

## 基本方針 4 保育・教育の充実

### 1 学校教育の充実

| 施策                 | 内容   |
|--------------------|--|
| 幼小中一貫教育の推進         | 確かな学力や豊かな人間性、健やかな心と体を育むため、12年間一貫の英語教育や郷土学習等を含むカリキュラムによる幼小中一貫教育を推進します。合同の職員研修により教育目標や目指す子ども像を共有し、教職員の資質と指導力の向上を図り、学力の向上と自立した感性豊かな子どもたちの育成を目指します。また、地域住民によるあいさつ運動への参加にも取り組みます。 |
| 特別支援教育の推進          | 在籍する障がいのある児童生徒に対する生活上の介助や学習指導の円滑化を図ります。また、児童生徒の特性に応じた対応を行うとともに、困り事に応じた部分的な支援学級の利用等、障がいの有無に関わらない学校生活の提供により、障がいのある児童生徒、ない児童生徒双方の理解促進を図ります。                                     |
| 障がい者理解教育の推進        | 各学校と連携しながら、道徳教育と人権教育の充実を図り、障がいのある人への理解を深めていきます。また、養護学校や特別支援学級と交流する機会を継続し、生徒同士の経験から障がい理解促進を図ります。  |
| 教員研修等開催による教職員の資質向上 | 発達に遅れのある幼児や児童、生徒の適切な就学指導を実施するため、就学指導に関する研究協議や情報交換を行います。また、特別支援教育や人権教育に関わって、知識や指導の手だてを高める教員研修の開催方法を検討し、保護者や本人の希望、障がいの実態等に十分に配慮した就学相談、指導を行い、就学指導の一層の充実を図ります。                   |
| 進路指導の充実            | 一人ひとりの生徒の能力と意向に応じた適切な進路を確保し、社会を生き抜く力を養成するため、教育委員会や関連機関等との連携を強化し、進路指導の充実を図ります。養護学校においては、成人後の福祉サービスの利用を視野に入れた対応を実施します。   |
| 教育相談の充実            | 障がいのある児童生徒の保護者からの障がいや発達、進路等に関する教育相談の実施やスクールカウンセラーによる対応を引き続き行い、保護者の不安の解消を図ります。<br>また、発達に遅れがみられる児童に対して、発達検査を実施することで、より緻密に特性を評価し、必要な支援が受けられるよう取り組みます。                           |

## 2 保育・教育環境の整備

| 施策                  | 内容   |
|---------------------|--|
| 保育・教育環境の整備          | <p>研修等を通じて、障がい児保育・教育に従事する職員の専門的知識と技術の向上等の人材育成を図り、障がいのある子どもへの適切な保育・教育を実施します。また、支援を必要とする児童・生徒の個性や可能性を伸ばせるよう、個々に応じた保育・教育を行い、状況に応じた教員の配置を行います。</p> |
| 教育施設・設備の改善          | <p>障がいの有無に関わらず、児童生徒が安全に園生活や学校生活を送れるよう、バリアフリーの視点に基づいた教育施設の整備改善に努めます。</p>  |
| 学校地域コミュニティの推進       | <p>学校や園と地域が一丸となって明日香の子どもを育てるため、協働して学習環境を整えることで豊かな学びを創造していきます。また、協議会としてSNSツールを利用することで、連携・強固な体制を維持します。</p>                                       |
| 小・中学校におけるバリアフリー化の推進 | <p>障がいのある児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、小・中学校の改修等に併せて、順次バリアフリー化を推進します。</p>  |

## 基本方針 5 雇用・就労の支援

### 1 障がい者の雇用機会の充実

| 施策                  | 内容  |
|---------------------|---|
| 情報提供と紹介             | ハローワークや障がい者就業生活支援センター等、関係機関と連携しながら、障がい者への職業紹介・相談、事業者に関する求職情報、各種助成、融資、税制上の優遇措置等の情報提供を行い、障がい者雇用と就労の支援に努めます。 |
| 職場実習・体験機会の提供促進      | 行政をはじめ、各種公社や村内事業所において職場実習を受け入れることによって、障がいのある人の就労に向けた職場体験機会の提供に取り組みます。                                     |
| 雇用の促進               | 障がい者雇用に向けた業務や雇用枠の確保等、村等の公共機関における障がい者雇用を促進していきます。また、事業主と住民の理解と協力が得られるよう、効果的な啓発活動を推進します。                    |
| 農業・観光業における障がい者雇用の促進 | 事業団体、サービス提供事業所それぞれの立場の支援ニーズの把握に努め、各立場に応じた支援策を検討しながら、明日香村の基幹産業の発展と障がい者雇用機会の創出を図ります。                        |
| 企業と障がい者のマッチング支援     | 就労移行のある障がいのある人に対して、それぞれの能力や意向に合わせた就労を選択することができるよう、企業や事業所とのマッチング支援の方策を検討します。                               |

### 2 福祉的就労の底上げ

| 施策                     | 内容  |
|------------------------|---|
| 福祉的就労の支援               | 障がい者の社会活動への参画や経済的な自立への側面的支援を行うため、近隣市町村と連携し、適性や能力を十分発揮できる福祉的就労の機会を提供します。   |
| 関係機関の連携強化による一般就労の促進    | 公共職業安定所や障がい者就業生活支援センター等の労働関係機関や相談支援事業所等と連携し、福祉的就労から一般就労への移行、そして移行後の就労定着を見据えた就労支援を促進します。   |
| 障害者優先調達推進法に基づく全庁的な取り組み | 「障害者優先調達法」に基づき、障がい者就労施設への物品・委託業務の調達の拡大、村施設等での販売機会の確保、関係者・事業所への周知を図り、働く環境の改善に取り組みます。また、関係課との連携を強化することで、全庁的に事業を利用することができる体制整備に努めます。 |

### 3 経済的自立の支援

| 施策                | 内容   |
|-------------------|--|
| 経済的支援サービスの周知・利用促進 | 年金や手当、医療費助成、タクシー基本料金の割引等各種制度の内容について幅広く周知に努めるとともに、対象者や対象となり得る方に情報提供を行います。 |

## 基本方針 6 社会参加の促進

### 1 意思疎通支援の充実

| 施策                  | 内容   |
|---------------------|--|
| 多様な手段による<br>情報提供の推進 | 多様な情報提供手段について積極的に周知することで、障がいのある人が必要とする情報を適切に入手することができる情報発信体制を整備します。視覚障がいのある人に対しては、点訳や朗読による情報提供を行います。 |
| 手話通訳者・要約筆記者の<br>派遣  | 聴覚障がいのある人の社会参加を支援するため、要望に応じて手話通訳者・要約筆記者を派遣するとともに、講座の開催等、人材の確保に向けた方策を検討します。                           |

### 2 情報提供の充実

| 施策                     | 内容   |
|------------------------|--|
| 各種パンフレット等を<br>活用した情報提供 | 各種障がい福祉サービスの利用や手続きについて、福祉サービスの手引き等の一覧表や各種パンフレット等を活用し、情報提供の充実に図ります。<br>また、潜在的に悩みを抱えている方に対して、広報ツール等を検討しながら、周りで気付き合える体制整備に向けた検討を進めます。 |
| 多様な情報媒体による<br>周知啓発     | 様々なイベント等の情報について、村広報やチラシの配布等を通じて、広く情報発信に取り組みます。   |
| 情報提供に関する<br>多様化の推進     | あらゆる方が情報を平等に入手することができるよう、インターネット等を活用しながら、各障がいに応じた情報提供に関する方法の多様化に努めます。  |

### 3 行政サービス等における配慮

| 施策                      | 内容  |
|-------------------------|---|
| 村職員へのコミュニケーション<br>支援の促進 | 関係機関と連携し、村職員に対してコミュニケーション支援に関する研修等を、講師の確保や研修機会の調整等を図りながら実施・参加への働きかけを行います。 |

## 4 文化芸術・スポーツの振興

| 施策                          | 内容   |
|-----------------------------|--|
| 文化活動への参加促進                  | 関係団体・機関と連携し、各種教室やイベント等の機会の提供と周知を行い、参加を促進します。また、村内外の公共施設等に、障がいのある人の様々な作品を展示し、文化活動の活性化に努めます。 |
| 参加・交流しやすいスポーツ・レクリエーション活動の推進 | 村民を対象としたスポーツ・レクリエーション活動は、障がいのある人が気軽に参加できる種目を取り入れ、障がいの有無に関わらず誰もが参加できるように内容の充実を図ります。         |
| 生涯スポーツ社会の推進                 | 誰もが生涯にわたって楽しくスポーツに親しみ、参加できるよう総合型地域スポーツクラブや老人クラブ活動、健康づくり活動の振興を図り、障がいのある人も気軽に参加できるように努めます。   |
| 文化活動の機会の充実                  | 障がいのある人や障がい者団体の主体的な文化活動の支援に向けた情報提供を行うとともに、圏域等と連携しながら、障がいのある人が文化活動に積極的に参画できる機会の提供を充実させます。   |

# 第5章 第7期障害福祉計画

## 1 成果目標

### (1) 施設入所者の地域生活への移行

|                    |   |    |
|--------------------|---|----|
| 国の<br>目標設定<br>の考え方 | ①福祉施設の入所者の地域生活への移行<br>地域生活に移行する人について、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が移行することとします。 |    |
|                    | ②福祉施設入所者数の削減<br>令和8年度末時点の施設入所者数を、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することとします。     |    |
| 本村の<br>目標          | ①地域生活に移行する人数  | 1人 |
|                    | ②施設入所者数の削減  | 1人 |
|                    | 参考：令和4年度末時点での施設入所者数   | 5人 |

#### 【目標設定の考え方】

本村における令和4年度末時点の施設入所者数は5人であることから、福祉施設から地域生活への移行者、福祉施設入所数の削減ともに1人を設定し、国が示す目標割合の達成を目指します。



## (2) 地域生活支援の充実

|                    |   |       |
|--------------------|---|-------|
| 国の<br>目標設定<br>の考え方 | <b>地域生活支援拠点等の充実</b><br>令和8年度末までの間、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とします。 |       |
|                    | <b>強度行動障がい有者の方への支援体制の整備</b><br>強度行動障がい有者の方に関し、各市町村または各圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とします。               |       |
| 本村の<br>目標          | <b>地域生活支援拠点等の整備</b>   | 維持・継続 |
|                    | <b>年1回以上運用状況の検証及び検討</b>   | 実施    |
|                    | <b>強度行動障がい有者への支援体制の整備</b>   | 整備    |

### 目標設定の考え方

地域生活支援拠点等とは、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障がいのある人等の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障がいにも対応することができる専門性を有し、地域の生活で生じる障がいのある人等やその家族の緊急事態に対応できる窓口とその体制のことです。

国の指針としては、地域生活支援拠点等を各市町村又は各圏域に1つ以上確保し、機能充実に向けた年1回以上運用状況を検証及び検討することが基本とされており、本村における地域生活支援拠点等は既に1か所整備されていることを踏まえながら、国の指針に基づいて、成果目標を設定します。

また、新たに強度行動障がいのある人に対する支援体制の整備として、各市町村又は各圏域において強度行動障がいのある人の支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることが示されており、本村においては、橿原市・高取町・明日香村地域生活支援協議会等の場にて適宜事例共有を行うことで、支援体制の整備に向けた協議を進めていきます。

### (3) 福祉施設から一般就労への移行

|   |   |     |
|---|---|-----|
| 国の<br>目標設定<br>の考え方                                | <b>①一般就労への移行者数</b>  |     |
|   | 令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上が、就労移行支援事業等を利用して一般就労へ移行することを基本とします。 |     |
|   | <b>ア. 就労移行支援事業</b>  |     |
|   | 令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とします。                       |     |
|   | <b>イ. 就労継続支援A型事業</b>  |     |
| 令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上とすることを基本とします。             |   |     |
| <b>ウ. 就労継続支援B型事業</b>                              |   |     |
| 令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とします。             |   |     |
| <b>エ. 就労移行支援事業所の割合</b>                            |   |     |
| 一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とします。       |   |     |
| <b>②就労定着支援事業利用者数</b>                              |   |     |
| 令和3年度の就労定着支援の利用実績の1.41倍以上とすることを基本とします。            |   |     |
| <b>③就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合</b>                 |   |     |
| 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の25%以上とすることを基本とします。 |   |     |
| 本村の<br>目標   | <b>①一般就労への移行者数</b>  | 2人  |
|   | <b>ア. 就労移行支援事業</b>  | 1人  |
|   | <b>イ. 就労継続支援A型事業</b>  | 1人  |
|   | <b>ウ. 就労継続支援B型事業</b>  | 0人  |
|   | <b>就労移行支援事業所の割合</b>   | —   |
|   | <b>②就労定着支援事業利用者数</b>  | 1人  |
|   | <b>③就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合</b>                           | 25% |

#### 目標設定の考え方

本村における令和3年度の一般就労への移行者数は1人であり、就労継続支援B型事業から移行していましたが、実状を踏まえ、それぞれ就労移行支援事業から1人、就労継続支援事業A型から1人を成果目標として設定します。また、就労定着支援事業利用者数についても、実績は0人だったことから、1人を成果目標として設定し、関係機関と連携を強化しながら、障がいのある人が安心して一般就労へ移行することができるよう努めます。

就労移行支援事業所の割合については、本村では事業所がないことから成果目標を設定せず、就労定着支援事業所の割合については、圏域において国が示す割合の達成を目指します。

#### (4) 相談支援体制の充実・強化のための取り組み

|                    |  |    |
|--------------------|--|----|
| 国の<br>目標設定<br>の考え方 | <b>相談支援体制の充実・強化等</b><br>令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置することを基本とします。 |    |
| 本村の<br>目標          | 基幹相談支援センターの設置  | 設置 |

##### 目標設定の考え方

国の指針では、市町村又は各圏域において基幹相談支援センターを設置することが示されており、本村では、相談支援センターを委託事業として実施しており、今後は本村での基幹相談支援センターの設置も視野に入れながら、相談支援事業者の人材育成等に努め、現状の体制の継続・強化に努めます。

#### (5) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

|                    |   |    |
|--------------------|---|----|
| 国の<br>目標設定<br>の考え方 | <b>障がい福祉サービス等の質の向上</b><br>令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を確保することを基本とします。 |    |
| 本村の<br>目標          | 障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用  | 実施 |
|                    | 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有  | 実施 |

##### 目標設定の考え方

令和8年度末までに障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を確保するために、都道府県等が実施する障がい福祉サービス等に係る研修への職員の参加を促進します。また、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を事業所や近隣自治体と共有することで、適切なサービス提供体制の確保に努めます。

## 2 活動指標

### (1) 各種障がい福祉サービスの内容

| サービス名          | 内容   |
|----------------|--|
| 訪問系サービス        |  |
| 居宅介護           | ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行います。   |
| 重度訪問介護         | 重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。  |
| 同行援護           | 行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ・食事等の介護のほか、必要な援助を行います。   |
| 行動援護           | 移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ・食事等の介護のほか、必要な援助を行います。  |
| 重度障害者等<br>包括支援 | 常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等のサービスを包括的に提供します。  |
| 日中活動系サービス      |  |
| 生活介護           | 障がい者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。 |
| 自立訓練<br>(機能訓練) | 身体障がいのある人または難病の人等に対して、リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション、家事の訓練等の実践的なトレーニング、生活等に関する相談及び助言等を行うもので、地域生活への移行を支援するものです。                                   |
| 自立訓練<br>(生活訓練) | 知的障がいまたは精神障がいのある人に対して、入浴・排せつ・食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等の支援を行うもので、施設や病院に長期入所または入院していた人の地域生活への移行を支援するものです。                    |
| 就労選択支援         | 障がいのある人に対して、それぞれの希望や能力に応じた仕事探しを支援し、就労先や関係機関とマッチングを行うものです。  |
| 就労移行支援         | 就労を希望する 65 歳未満の障がいのある人に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。  |

| 日中活動系サービス           |  |
|---------------------|--|
| 就労継続支援              | <p>企業等に就労することが困難な障がいのある人に対して、生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。</p> <p>A型：サービス利用開始時に65歳未満で、雇用契約に基づき最低賃金が保障されるもの</p> <p>B型：雇用契約に基づかないもの</p> |
| 就労定着支援              | <p>就労移行等の利用を経て、一般就労へ移行した障がいのある人に対して、就労に伴い生じている生活面の課題に対応し、就労の継続を図るため、事業主、障がい福祉サービス事業者、医療機関等と必要な連絡調整等を行います。</p>                                |
| 療養介護                | <p>病院において医療的ケアを必要とする障がいのある人のうち常に介護を必要とする人に対して、病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。</p>                                       |
| 短期入所                | <p>自宅で介護を行っている人が病気等の理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人に短期間入所してもらい、入浴・排せつ・食事のほか、必要な介護を行います。</p>   |
| 居住系サービス             |  |
| 自立生活援助              | <p>入所施設やグループホーム等を利用して一人暮らしを希望する障がいのある人に対して、居宅における自立した生活を送る上での困りごとについて、定期的、または随時連絡を受けて訪問し、相談に応じ、必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整等の援助を行います。</p>          |
| 共同生活援助<br>(グループホーム) | <p>障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴・排せつ・食事の介護その他、日常生活上の援助を行います。</p>  |
| 施設入所支援              | <p>施設に入所する障がいのある人に対して、主に夜間において、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか必要な日常生活上の支援を行います。</p>  |
| 相談支援                |  |
| 計画相談支援              | <p>障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を送るために、障がい福祉サービスを利用するにあたり、「サービス等利用計画」を作成し、サービス支給決定後の連絡調整、サービス利用状況の検証及び見直し等を行います。</p>                               |
| 地域移行支援              | <p>障がい者支援施設等に入所している人または精神科病院に入院している人等で、地域生活に移行するために重点的に支援を必要としている人に対して、住居の確保等地域生活に移行するための活動に関する相談や必要な支援を行います。</p>                            |
| 地域定着支援              | <p>単身等で生活する障がいのある人に対して、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に緊急訪問や相談等の必要な支援を行います。</p>  |
| 自立支援                |  |
| 補装具                 | <p>障がいのある人の日常生活能率の向上と、地域社会での自立生活を支援することを目的として、補装具の給付・修理等を行います。</p>   |

| 地域生活支援事業 |   |
|----------|---|
| 理解促進・啓発  | 広報等により、障がいのある人が地域で暮らしていくことに対する地域の意識啓発を行います。             |
| 日常生活用具給付 | 給付の目的は補装具と同じですが、日常生活上の便宜を図るため、より地域の実情に応じた用具を給付します。      |
| 移動支援事業   | 屋外での移動に困難がある場合に、社会参加や余暇活動の際の移動を支援し、地域における生活・社会参加を促進します。 |
| 日中一時支援事業 | 一時的に介護が困難な場合等に、通所施設によって見守りを行います。                        |
| 訪問入浴サービス | 通所による入浴が困難な、重度の障がいがある人に対し、訪問入浴車を派遣し在宅での入浴を行います。         |

## (2) 訪問系サービス

### ■ サービスの見込量

|                |    | 実績値   |       |       | 計画値   |       |       |
|----------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                |    | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 |
| 居宅介護           | 人  | 20    | 21    | 25    | 28    | 31    | 35    |
|                | 時間 | 2,267 | 1,963 | 2,264 | 2,912 | 3,224 | 3,640 |
| 重度訪問介護         | 人  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
|                | 時間 | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 同行援護           | 人  | 2     | 2     | 2     | 2     | 2     | 2     |
|                | 時間 | 184   | 289   | 275   | 289   | 289   | 289   |
| 行動援護           | 人  | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |
|                | 時間 | 83    | 11    | 10    | 34    | 34    | 34    |
| 重度障害者等<br>包括支援 | 人  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
|                | 時間 | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |

※令和5年度は実績見込値

### 【訪問系サービスの確保策】

障がいのある人とその家族が安心して暮らせるように安定したサービスの提供に努めます。より一層、相談支援事業等において個々のニーズを適切に把握しながら、支援者に対する研修等への参加推奨等、サービス提供における質の向上と事業者の確保に努め、当事者が求めるサービスを安定的に提供できる体制の整備を進めます。



### (3) 日中活動系サービス

|                   |     | 実績値   |       |       | 計画値   |       |       |
|-------------------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                   |     | R3年度  | R4年度  | R5年度  | R6年度  | R7年度  | R8年度  |
| 生活介護              | 人   | 12    | 14    | 14    | 15    | 16    | 17    |
|                   | 日/年 | 2,720 | 2,983 | 2,890 | 3,225 | 3,440 | 3,655 |
| 自立訓練<br>(機能訓練)    | 人   | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
|                   | 日/年 | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 自立訓練<br>(生活訓練)    | 人   | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
|                   | 日/年 | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 就労選択支援            | 人   | -     | -     | -     | 2     | 2     | 3     |
|                   | 日/年 | -     | -     | -     | 2     | 2     | 3     |
| 就労移行支援            | 人   | 0     | 1     | 0     | 1     | 1     | 1     |
|                   | 日/年 | 0     | 246   | 0     | 246   | 246   | 246   |
| 就労継続支援<br>A型      | 人   | 3     | 2     | 2     | 2     | 2     | 2     |
|                   | 日/年 | 785   | 533   | 656   | 570   | 570   | 570   |
| 就労継続支援<br>B型      | 人   | 7     | 8     | 10    | 12    | 14    | 17    |
|                   | 日/年 | 1,483 | 1,782 | 2,242 | 2,628 | 3,066 | 3,723 |
| 就労定着支援            | 人   | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 短期入所<br>(福祉型・医療型) | 人   | 3     | 5     | 6     | 6     | 6     | 6     |
|                   | 日/年 | 19    | 23    | 24    | 24    | 24    | 24    |

※令和5年度は実績見込値

#### 【日中活動系サービスの確保策】

就労系サービスの利用実績が増加傾向にあり、これを踏まえて見込量を算出しています。障がいのある人のニーズを的確に把握し、当事者の意思が尊重されるよう、サービスの情報提供や相談支援の充実を図ります。

また、近隣自治体や事業所との連携に努め、生活圏域内で必要なサービスが受けられるよう、サービス事業所の確保を図ります。



#### (4) 居住系サービス

|              |   | 実績値  |      |      | 計画値  |      |      |
|--------------|---|------|------|------|------|------|------|
|              |   | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
| 自立生活援助       | 人 | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 共同生活援助       | 人 | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
| うち<br>重度障がい者 | 人 | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 施設入所支援       | 人 | 5    | 5    | 5    | 5    | 5    | 4    |

※令和5年度は実績見込値

##### 【居住系サービスの確保策】

共同生活援助について、近隣自治体とともに地域理解の促進を行いながら、障がいのある人が安心してグループホームに入所できるよう努めます。

施設入所支援については、令和8年度末までの成果目標を踏まえた計画値を設定しており、近隣自治体や事業所と連携を強化しながら、地域移行の推進を図っていきます。

#### (5) 相談支援（計画相談等）

|        |   | 実績値  |      |      | 計画値  |      |      |
|--------|---|------|------|------|------|------|------|
|        |   | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
| 計画相談支援 | 人 | 68   | 67   | 70   | 71   | 72   | 73   |
| 地域移行支援 | 人 | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 地域定着支援 | 人 | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |

※令和5年度は実績見込値

##### 【相談支援の確保策】

計画相談支援については、利用実績は令和3年度から令和5年度にかけては増加傾向にあり、障がい福祉サービスを利用する際に、個々のニーズを把握するために重要なサービスとなることから、事業所との連携を強化し、適切な提供がなされる体制整備に努めます。

令和5年度時点では地域移行支援の利用実績はありませんが、障がいのある人の地域生活への移行促進に向けて、ニーズが生まれた際に適切にサービスを提供できる体制の確保に努めます。

## (6) 補装具

|              |       | 実績値  |      |      | 計画値  |      |      |
|--------------|-------|------|------|------|------|------|------|
|              |       | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
| 身体機能補装具      | 件(交付) | 2    | 2    | 2    | 2    | 2    | 2    |
|              | 件(修理) | 0    | 3    | 0    | 1    | 1    | 1    |
| 情報・意思疎通機能補装具 | 件(交付) | 7    | 4    | 2    | 4    | 4    | 4    |
|              | 件(修理) | 0    | 4    | 2    | 2    | 2    | 2    |
| 移動機能補装具      | 件(交付) | 0    | 1    | 2    | 1    | 1    | 1    |
|              | 件(修理) | 2    | 1    | 2    | 1    | 1    | 1    |
| 障害児用補装具      | 件(交付) | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
|              | 件(修理) | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |

※令和5年度は実績見込値

### 【補装具の確保策】

利用者が安全、安心に利用することができるよう、更生相談所と連携を図りながら、制度上において適切な交付がなされるように取り組みます。

## (7) 地域生活支援事業

### ①理解促進研修・啓発事業

年に1度、障がいに関する啓発事業を引き続き行うとともに、広報やホームページ、優先調達を使用したパンフレット等の刊行物を通じて障がいのある人に対する住民の理解・意識の啓発に取り組んでいきます。

また、成年後見制度等、近年の障がい福祉を取り巻く状況において重要性が増している制度についても広く周知を図り、障がいのある人だけでなくその家族がともに安心して地域生活を送ることができるよう、広報・啓発を実施します。

特に、障害者優先調達推進法を活用し、障がい当事者の働く事業所と連携しながら、当事者の求める情報の整理及び提供をすることで、障がいをもつことになった方の不安解消を目指し、また、潜在的に悩みを抱えている方に対して、広報ツール等を検討しながら周りで気付き合える体制整備の検討を進めます。

|             |   | 実績値  |      |      | 計画値  |      |      |
|-------------|---|------|------|------|------|------|------|
|             |   | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
| 理解促進研修・啓発事業 | 回 | 1    | 1    | 1    | 1    | 1    | 1    |

※令和5年度は実績見込値

## ②日常生活用具給付等事業

排泄管理支援用具について、身体障害者手帳においても内部障がい関係の交付が多く、利用実績も増加傾向にあることを踏まえて見込んでいます。

|             |   | 実績値  |      |      | 計画値  |      |      |
|-------------|---|------|------|------|------|------|------|
|             |   | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
| 介護・訓練支援用具   | 件 | 0    | 1    | 0    | 1    | 1    | 1    |
| 日常生活支援用具    | 件 | 0    | 3    | 0    | 1    | 1    | 1    |
| 在宅療養等支援用具   | 件 | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 情報・意思疎通支援用具 | 件 | 0    | 2    | 0    | 1    | 1    | 1    |
| 排泄管理支援用具    | 件 | 128  | 134  | 144  | 153  | 162  | 172  |
| 住宅改修        | 件 | 0    | 1    | 0    | 1    | 1    | 1    |

※令和5年度は実績見込値

## ③移動支援事業

移動支援事業は地域生活に欠かせないサービスであり、利用人数は減少しているものの、利用時間は増加していることから、今後も一定のニーズがあると想定して見込んでいます。

|        |                  | 実績値   |       |       | 計画値   |       |       |
|--------|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|        |                  | R3年度  | R4年度  | R5年度  | R6年度  | R7年度  | R8年度  |
| 移動支援事業 | 実数／人<br>(利用者数)   | 27    | 28    | 28    | 29    | 30    | 31    |
|        | 延べ／時間<br>(利用時間数) | 1,265 | 1,416 | 1,828 | 1,893 | 1,959 | 2,024 |

※令和5年度は実績見込値

## ④日中一時支援事業

日中一時支援事業は移動支援事業と同様、地域生活に欠かせないサービスであるため、今後も一定のニーズがあると想定して見込んでいます。

|       |                  | 実績値  |      |      | 計画値  |      |      |
|-------|------------------|------|------|------|------|------|------|
|       |                  | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
| 実利用者数 | 実数／人<br>(利用者数)   | 4    | 4    | 5    | 5    | 5    | 5    |
| 利用時間  | 延べ／時間<br>(利用時間数) | 284  | 430  | 354  | 392  | 392  | 392  |

※令和5年度は実績見込値

### ⑤訪問入浴サービス事業

訪問入浴サービスは令和5年度現在の利用実績は0人となっていますが、今後はニーズが生まれた際に適切に事業を実施できるよう、体制の整備に努めます。

|       |                  | 実績値  |      |      | 計画値  |      |      |
|-------|------------------|------|------|------|------|------|------|
|       |                  | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
| 実利用者数 | 実数／人<br>(利用者数)   | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 利用日数  | 延べ／時間<br>(利用時間数) | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |

※令和5年度は実績見込値

### 【地域生活支援事業の確保策】

相談支援事業及び地域活動支援センターの利用については、現状の体制を維持できるよう努めます。また、関係機関と連携し、機能の充実を図ります。

その他、日常生活用具給付等事業の排泄管理支援用具や移動支援事業等、増加が見込まれている事業については、安定した提供体制の整備に努めます。

現在利用実績のない事業については、適宜事業の周知・啓発を行うことで、サービスや事業の利用促進を図り、必要な人に支援が行き渡るように努めます。

# 第6章 第3期障害児福祉計画

## 1 成果目標

### (1) 障がい児支援の提供体制の整備等

|                    |  |       |
|--------------------|--|-------|
| 国の<br>目標設定<br>の考え方 | ①児童発達支援センターの設置<br>令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とします。   |       |
|                    | ②障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築<br>令和8年度末までに、各市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とします。  |       |
|                    | ③児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保<br>令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とします。                                    |       |
|                    | ④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置<br>およびコーディネーターの配置<br>令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とします。 |       |
| 本村の<br>目標          | ① 児童発達支援センターの設置  | 維持・継続 |
|                    | ② 障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築   | 構築    |
|                    | ③ 児童発達支援事業所の確保及び放課後等デイサービス事業所の確保   | 維持・継続 |
|                    | ④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置   | 設置    |
|                    | ④ コーディネーターの配置  | 配置    |

## 目標設定の考え方

本村においては、圏域において児童発達支援センターを設置済みであり、今後は体制の維持・強化に努めます。また、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、保育所等訪問支援を実施することができる体制の検討を圏域において進めていきます。

児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、既に圏域において2か所が確保されており、引き続き、迅速な対応ができるよう事業者と連携を図ります。そして、医療的ケア児支援に向けた協議の場については、橿原市・高取町・明日香村地域生活支援協議会等の協議の場を活用しながら協議を行い、コーディネーターの配置も圏域において検討を進めます。

## 2 活動指標

### (1) 各種障がい児福祉サービスの内容

| サービス名           | 内容   |
|-----------------|--|
| 障害児通所支援等        |  |
| 児童発達支援          | 未就学の障がいのある児童等に対して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等の支援を行います。                              |
| 放課後等<br>デイサービス  | 就学中の障がいのある児童等に対して、放課後や学校の休業日等に生活能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。                                       |
| 保育所等訪問支援        | 保育所等を利用中の障がいのある児童等に対して、保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を提供します。                                      |
| 障害児相談支援         | 障がいのある児童等について、障がい福祉サービス等を利用するにあたり、障害児支援利用計画を作成し、サービス支給決定後の連絡調整、サービス利用状況の検証及び見直し等を行います。         |
| 居宅訪問型<br>児童発達支援 | 障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がいのある児童等に、発達支援が提供できるよう、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。 |

### (2) 障害児通所支援等

|                 |     | 実績値  |      |      | 計画値  |      |      |
|-----------------|-----|------|------|------|------|------|------|
|                 |     | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
| 児童発達支援          | 人   | 6    | 10   | 15   | 20   | 22   | 24   |
|                 | 日/年 | 86   | 125  | 154  | 286  | 314  | 344  |
| 放課後等<br>デイサービス  | 人   | 10   | 9    | 13   | 15   | 17   | 19   |
|                 | 日/年 | 141  | 139  | 142  | 232  | 263  | 293  |
| 保育所等訪問支援        | 人   | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
|                 | 日/年 | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 居宅訪問型<br>児童発達支援 | 人   | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
|                 | 日/年 | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |

※令和5年度は実績見込値

#### 【障害児通所支援の確保策】

児童発達支援、放課後等デイサービスは増加傾向が見込まれていることから、ニーズが増加することが予測される支援を安定して提供できるよう、教育・保育等の関係機関やサービス事業者と連携し、療育の場の充実に努めます。

### (3) 障害児相談支援

|         |   | 実績値  |      |      | 計画値  |      |      |
|---------|---|------|------|------|------|------|------|
|         |   | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
| 障害児相談支援 | 人 | 16   | 19   | 28   | 32   | 33   | 35   |

※令和5年度は実績見込値

#### 【障害児相談支援の確保策】

障害児相談支援の利用実績は増加傾向であることを踏まえて、見込みを算出しています。高まるニーズに合わせ、あらゆる障がいのある児童が必要とする支援が適切に提供されるよう、教育・保育等の関係機関や事業者と連携を行い、療育の提供体制の強化を図ります。

### (4) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整する

#### コーディネーターの配置

|      |   | 実績値  |      |      | 計画値  |      |      |
|------|---|------|------|------|------|------|------|
|      |   | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
| 配置人数 | 人 | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 1    |

※令和5年度は実績見込値

#### 【コーディネーター配置のための確保策】

医療的ケア児等に関するコーディネーターについては、令和5年度現在の対象者はなしとなっています。令和6年度以降には医療的ケアを必要とする児童への支援が見込まれることから、必要に応じて対応できるよう、体制の維持に努めるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターについては圏域での配置を目指します。



# 第7章 計画の推進

## 1 計画の推進体制

### (1) 庁内における連携の強化

障がい者福祉施策については、保健、医療、教育、保育、福祉、防災等、多岐に渡る取り組みが必要です。本計画に基づく施策を推進するために、庁内関係課の連携強化を図りながら、総合的な障がい福祉施策の検討や計画的な実施に努めます。

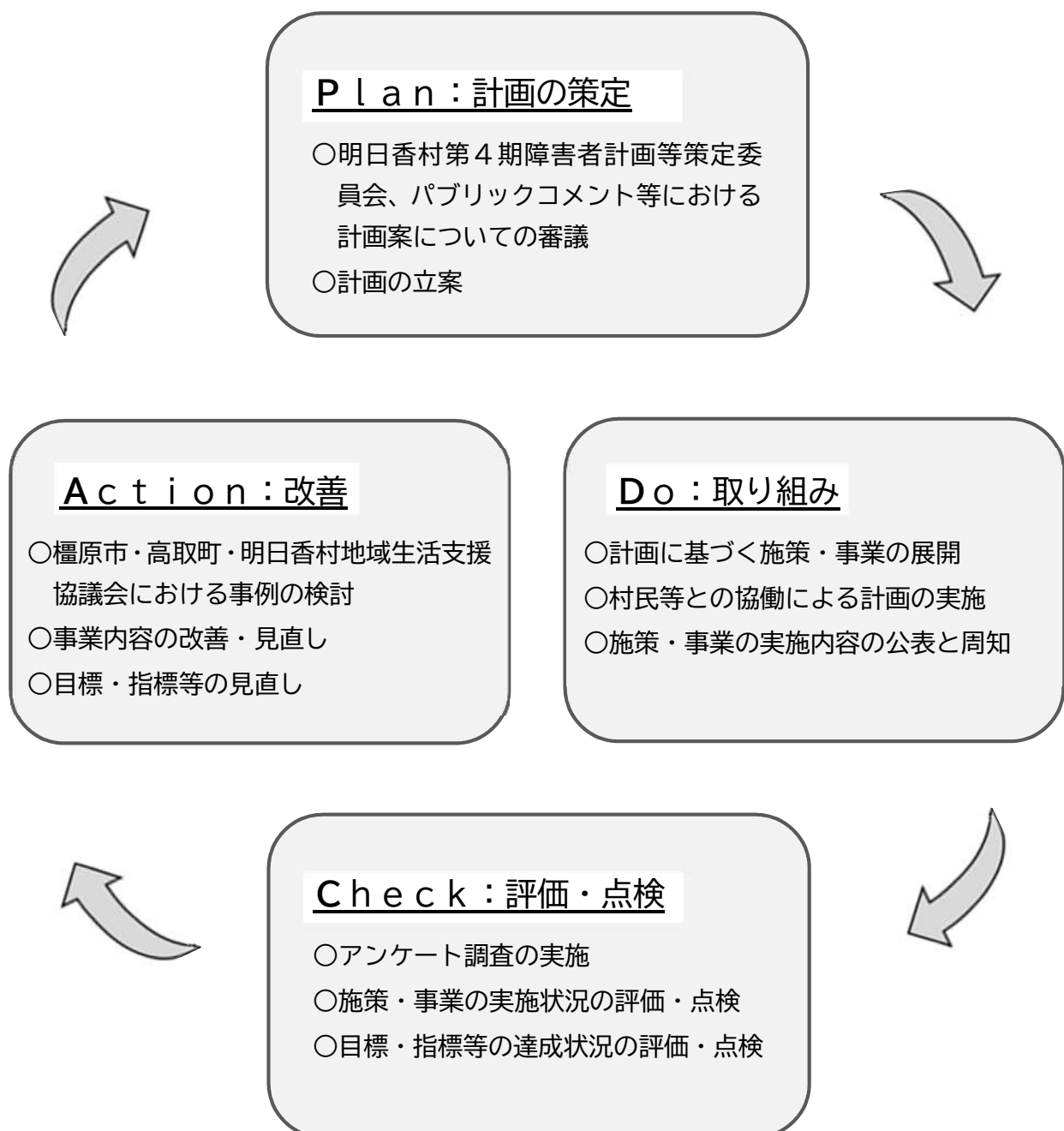
### (2) 地域生活支援協議会でのネットワーク化の推進

檀原市・高取町・明日香村地域生活支援協議会において、各種関係機関やサービス事業所、NPO、民間団体等とのネットワーク化を図り、村民ニーズに沿った相談支援体制を構築します。

## 2 計画の進行管理

本計画を着実に推進していくため、計画の進行管理は「計画の策定」(Plan) → 「計画に基づいた取り組み」(Do) → 「評価・点検」(Check) → 「改善」(Action) による、一連の「PDCAサイクル」に基づいた仕組みで実施します。

そのため、計画に基づく施策の進捗状況や計画全体における成果については年度ごとに点検・評価を行い、施策の充実や見直しに関する協議を行うことで、計画の円滑な推進に取り組めます。



# 資料編

## 1 明日香村第4期障害者計画等策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第87条第1項及び児童福祉法第33条の19の規定に基づく明日香村第4期障害者計画を策定するため、明日香村障害福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 明日香村第4期障害者計画の策定に関すること。
- (2) その他計画策定に関し必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから村長が委嘱又は任命する。

- (1) 村議会代表
- (2) 保健医療関係者
- (3) 自治会代表
- (4) 障害者団体等の福祉関係者
- (5) 教育・就労・地域生活等にて障害者を支援する者

3 委員の任期は、委員の委嘱又は任命の日から計画策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、第3条に規定する委員のほか、必要な者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康づくり課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5年 3月 1日から施行する。
- 2 この要綱は、明日香村第4期障害者計画の策定を行った日をもってその効力を失う。

## 2 明日香村第4期障害者計画等策定委員会

| 区分                                  |     | 備考                                     |
|-------------------------------------|-----|--|
| (1) 村議会議員                           | 委員  | 明日香村議会文教厚生委員長                          |
| (2) 保健医療関係者                         | 委員  | 奈良県中和保健所長                              |
|                                     | 委員  | 明日香村国民健康保険診療所長                         |
| (3) 自治会代表                           | 委員  | 明日香村総代会長                               |
| (4) 障がい者団体等の<br>福祉関係者               | 委員  | 社会福祉法人壺阪寺聚徳会                           |
|                                     | 委員  | 障害者支援施設明日香園 施設長                        |
|                                     | 委員  | 橿原市子ども総合支援センター<br>こども発達支援課 課長補佐        |
|                                     | 委員  | NPO 法人発達障害サポートセンターピュア<br>あすかファクトリー 施設長 |
|                                     | 委員  | ケアヴィレッジおてんとさん 代表                       |
| (5) 教育・就労・地域<br>生活等にて障がい<br>者を支援する者 | 委員長 | 橿原市・高取町・明日香村地域生活支援協議会<br>会長            |
|                                     | 委員  | 保護者代表                                  |
|                                     | 委員  | なら中和障害者就業・生活支援センターブリッジ                 |
|                                     | 委員  | 明日香村社会福祉協議会 会長                         |
|                                     | 委員  | 明日香村民生児童委員協議会 会長                       |
|                                     | 委員  | 校園長会代表（明日香小学校長／聖徳中学校長）                 |
|                                     | 委員  | 教育相談（臨床心理士）                            |
|                                     | 委員  | 畿央大学 教育学部現代教育学科 講師                     |

### 3 策定経過

| 日付                           | 内容   |
|------------------------------|--|
| 令和4年9月7日（水）<br>～令和4年9月29日（木） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民アンケート調査の実施</li> <li>・事業所アンケート調査の実施</li> </ul>  |
| 令和5年3月28日（火）                 | <b>第1回明日香村第4期障害者計画等策定委員会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「明日香村第4期障害者計画」等策定に係るアンケート調査結果について</li> <li>・事業所ヒアリング（ワークショップ）の実施について</li> </ul> |
| 令和5年8月7日（月）                  | 明日香村第4期障害者計画に係るワークショップの実施  |
| 令和6年1月9日（火）                  | <b>第2回明日香村第4期障害者計画等策定委員会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「明日香村第4期障害者計画」（素案）について</li> </ul>   |
| 令和6年1月24日（水）<br>～令和6年2月7日（水） | パブリックコメントの実施   |
| 令和6年2月22日（木）                 | <b>第3回策定委員会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「明日香村第4期障害者計画」（最終案）について</li> </ul>   |



明日香村

第4期障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

発行：奈良県明日香村

編集：健康づくり課

〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橘 21 番地

TEL：0744-54-5550 FAX：0744-54-5551